

# 機材調達関係規程・通達集

平成10年1月

JICA LIBRARY



J 1140432 [4]

調 達 部

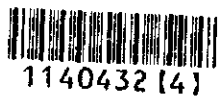
調 査

S C

98-1







1140432 [4]

# 機材調達関係規程・通達集

平成10年1月

調 達 部

## 使用上の注意

- 1 この「機材調達関係規程・通達集」は、平成2年2月作成の同集をベースに、平成9年12月末現在の一部改正、廃止制定等を踏まえて改訂するとともに、新たに通知等を加えたものです。
- 2 事業団外部に対し、非公開の内部規程等も収録していますので、取扱いにつきましては、注意方をお願いします。

# 目 次

## 第1章 組織・文書

- 1-1 「国際協力事業団組織規程」(昭和50年規程第10号)(抄) …… 3
- 1-2 「調達部契約第一課の所掌事務の取扱いについて」(平成9年通達(総)第26号) …… 5
- 1-3 「技術研修員、専門家等に係る資機材の購送等及び特定案件の業務実施に関する契約等の事務の所掌特例措置について」(平成8年通達(総)第53号) …… 6
- 1-4 「調達部所掌文書の秘密文書指定について」(平成8年5月29日付け調達部長通知) …… 7
- 1-5 「「機材調達関係規程・通達集」の本部内オンライン化について」(平成9年11月13日付け調達部長通知) …… 8

## 第2章 委員会

- 2-1 「機材業務改善委員会について」(昭和50年通達(総)第21号) …… 11
- 2-2 「本部における契約競争参加者資格審査委員会の設置について(通知)」(平成9年4月28日付け契約担当役理事通知) …… 13
- 2-3 「契約競争参加有資格者の措置に係る審議委員会について」(平成5年通達(経)第46号) …… 14

## 第3章 会計規程・契約事務取扱細則

- 3-1 「会計規程の基本的事項」(昭和50年承認第68号)(抄) …… 19
- 3-2 「国際協力事業団会計規程」(昭和50年規程第11号)(抄) …… 20
- 3-3 「会計規程第50条第2項(見積書の徴取省略)について」(昭和52年通達(経)第14号) …… 24
- 3-4 「会計規程第52条(契約書の作成)の解釈について」(昭和57年通達(経)第2号) …… 25
- 3-5 「国際協力事業団契約事務取扱細則」(昭和51年国協達第7号) …… 26

## 第4章 登録

- 4-1 「契約競争参加者等資格審査要領について」(昭和55年通達(経)第2号) …… 35
- 4-2 「会社更生法の適用を申請した登録業者への対応について」(平成9年9月5日付け決裁調第8-117号) …… 46

## 第5章 契約

5-1	「機材の購送請求書及び仕様書の作成について」(昭和52年通達(経)第57号)	59
5-2	「機材購送業務における随意契約基準の解釈について」(昭和52年通達(経)第43号)	66
5-3	「機材購入に係る予定価格の設定について」(昭和52年通達(経)第58号)	67
5-4	「製作請負契約の導入に係る実施要領について」(昭和63年通達(調)第3号)	68
5-5	「消費税率の変更に伴う契約事務等の取扱いについて」(平成9年通達(経)第5号)	69
5-6	「技術協力分野の機材調達に係る一般競争入札方式の試行的実施のためのガイドラインについて(通知)」(平成6年11月11日付け調達部長通知)	70
5-7	「技術協力分野の機材調達に係る一般競争入札方式の試行的実施のための決裁手順」(平成6年11月10日付け決裁調第11-88号)	97
5-8	「技術協力分野の機材調達に係る指名競争入札(新方式)の試行的導入のためのガイドラインについて(通知)」(平成7年4月3日付け調達部長通知)	101
5-9	「「技術協力分野の機材調達に係る指名競争入札(新方式)の試行的導入のためのガイドライン」の改訂について(通知)」(平成8年5月2日付け調達部長通知)	117
5-10	「技術協力における機材調達に係る指名競争入札方式の試行的実施のための決裁手順」(平成7年3月31日付け決裁調第3-361号)	131
5-11	「事業部における価格調査について」(平成7年4月3日付け調達部長通知)	136
5-12	「業務実施契約に係る調査用資機材のコンサルタント等による購送について」(平成3年通達(調)第63号)	137
5-13	「売買契約書(案)の一部改正について」(平成8年7月24日付け決裁調第7-137号)	138
5-14	「消費税率改正及び地方消費税創設に伴う売買契約書(案)様式の一部改正について」(平成9年3月5日付け決裁調第2-222号)	141
5-15	「危険負担に伴う売買契約書(案)様式の一部改正について」(平成9年6月30日付け決裁調第6-156号)	142
5-16	「プロジェクト方式技術協力事業に係る供与機材等仕様書作成について(通知)」(平成9年9月12日付け調達部長通知)	144

## 第6章 検査

6-1	「監督職員及び検査職員の任命について」(昭和55年通達(経)第32号)	155
6-2	「機材の検査実施要領について」(昭和55年通達(無調)第46号)	156
6-3	「国内支部における機材の検査業務について」(昭和55年通達(無調)第47号)	165
6-4	「機材供与の供与主体の明示について」(昭和54年通達(無調)第1号)	168



## 第7章 輸出許可

- 7-1 「機材購送業務に係る安全保障輸出管理について」(平成9年通達(調)第78号) ..... 173
- 7-2 「外国為替及び外国貿易管理法等に基づく資機材の安全保障輸出管理に係る決裁手続について」(平成9年通達(総)第79号) ..... 180
- 7-3 「輸出許可等の取得を必要とする資機材購送手続きの徹底について(依頼)」(平成6年7月6日付け調達部長通知) ..... 181
- 7-4 「中国における輸入禁止品目に係る機材供与について」(平成元年4月24日付け総務課長通知) ..... 195
- 7-5 「ラオスにおける外国人による車両の取り扱いについて」(平成9年12月11日付け在外事務所課長通知) ..... 196

## 第8章 輸送

- 8-1 「専門家の携行機材及び調査団の調査用資機材の輸送方法並びに輸送契約に係る経理処理等について」(昭和57年通達(経)第10号) ..... 199
- 8-2 「海送及び空送貨物取扱料金基準単価表の改定について(通知)」(平成7年5月31日付け調達部長通知) ..... 201
- 8-3 「海送貨物取扱料金基準単価表の改定について(通知)」(平成7年11月30日付け調達部長通知) ..... 204

## 第9章 保険求償

- 9-1 「資機材の保険求償について」(昭和52年通達(経)第38号) ..... 209
- 9-2 「供与機材の購送に係る海外保険等の求償金の管理及び処理について」(昭和52年通達(経)第24号) ..... 210

## 第10章 現地調達

- 10-1 「機材の現地調達について」(昭和52年通達(経)第59号) ..... 213
- 10-2 「海外におけるプロジェクト基盤整備費、応急対策費、専門家生活環境整備費、専門家防犯施設整備費、機材供与費及び携行機材費の執行について」(昭和52年通達(経)第45号) ..... 214
- 10-3 「技術協力機材現地調達の実施について(通知)」(平成7年2月10日付け経理部長、調達部長通知) ..... 216
- 10-4 「現地調達の当面の実施指針について(通知)」(平成7年12月26日付け経理部長、調達部長通知) ..... 218
- 10-5 「現地調達における支払い方法について」(平成8年9月24日付け調達部長通知) ..... 230
- 10-6 「機材現地調達にかかる銀行保証について」(平成8年10月21日付け調達部長通知) ..... 232

## 第11章 措置

- 11-1 「契約に係る指名停止等の措置要領について」(平成5年通達(経)第47号) ..... 237



# 第1章 組織・文書

1-1	「国際協力事業団組織規程」(昭和50年規程第10号)(抄)	3
1-2	「調達部契約第一課の所掌事務の取扱いについて」(平成9年通達(総)第26号)	5
1-3	「技術研修員、専門家等に係る資機材の購送等及び特定案件の業務実施に関する契約等の事務の所掌特例措置について」(平成8年通達(総)第53号)	6
1-4	「調達部所掌文書の秘密文書指定について」(平成8年5月29日付け調達部長通知)	7
1-5	「「機材調達関係規程・通達集」の本部内オンライン化について」(平成9年11月13日付け調達部長通知)	8



1-1 「国際協力事業団組織規程」(抄)

(昭和50年8月1日規程第10号)

最終改正 平成9年5月10日

(調達部の事務)

第14条 調達部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 専門家、技術協力プロジェクト、帰国後の技術研修員、調査等に係る資機材等(以下この条、第52条及び第53条の2において「資機材等」という。)の管理及び購入、貸借、輸送等の契約に関する事。
- (2) 物品(資機材等を除く。)及び役務(第4号に掲げるものを除く。)の調達に係る契約に関する事(他部の所掌に属するものを除く。)
- (3) 資機材等の貿易管理及び現地調達審査に関する事。
- (4) 開発調査等各種の調査業務に係る業務実施契約、役務提供契約等に関する事。
- (5) 契約に係る業者等の資格審査及び措置に関する事。
- (6) 第4号の契約に係るコンサルタント等の実績の評価資料の整理及び保管に関する事。

(調達部の分課)

第51条 調達部に、次の4課及び専門調査役を置く。

管 理 課  
契約第一課  
契約第二課  
契約第三課

(管理課)

第52条 管理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 資機材等の管理及び購入、貸借、輸送等の契約に係る企画及び調整に関する事。
- (2) 物品(資機材等を除く。)及び役務(次号に掲げるものを除く。)の調達の契約に係る企画及び調整に関する事(他部の所掌に属するものを除く。)
- (3) 開発調査等各種の調査業務に係る業務実施契約及び役務提供契約等に係る企画及び調整に関する事。
- (4) 前号の契約に係る審査に関する事。
- (5) 契約に係る業者等の資格審査及び措置に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、調達部の所掌事務で、他課の所掌に属しないものに関する事。

(契約第一課)

第53条 契約第一課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 専門家、技術協力プロジェクト及び帰国後の技術研修員等に係る資機材の管理に関する事。
- (2) 専門家、技術協力プロジェクト及び帰国後の技術研修員等に係る資機材の購入、貸借、輸送等の契約に関する事。

(契約第二課)

第53条の2 契約第二課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 物品（資機材等を除く。）及び役務（次条第1号に掲げるものを除く。）の調達に係る契約に関する事（他部の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 調査等に係る資機材の管理に関する事。
- (3) 調査等に係る資機材の購入、貸借、輸送等の契約に関する事。
- (4) 資機材等の貿易管理に関する事。
- (5) 資機材等の現地調達審査に関する事。

(契約第三課)

第54条 契約第三課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 開発調査等各種の調査業務に係る業務実施契約、役務提供契約等に関する事。
- (2) 前号の契約に係るコンサルタント等の実績等の評価資料の整理及び保管に関する事。

(専門調査役)

第55条 専門調査役は、専門的立場から、資機材等の管理及び購入、貸借、輸送等の契約並びに開発調査等各種の調査業務に係る業務実施契約及び役務提供契約に関する総合調整その他特命事項に関する事務を総括整理する。

(部内限)

1-2 「調達部契約第一課の所掌事務の取扱いについて」

平成9年4月1日通達(総)第26号  
( 総裁から各部・室・事務局長、各機関の長 )  
あて

国際協力事業団組織規程(昭和50年規程第10号。以下「組織規程」という。)第53条及び第53条の2の規定にかかわらず、調達部契約第一課(以下「契約第一課」という。.)の所掌事務については、平成9年4月1日から当分の間、下記により取り扱うこととする。

記

契約第一課においては、組織規程第53条に掲げる所掌事務のほか、組織規程第53条の2に規定する調達部契約第二課の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 調査等に係る資機材の管理に関すること。
- 2 調査等に係る資機材の購入、貸借、輸送等の契約に関すること。
- 3 資機材等の貿易管理に関すること。
- 4 資機材等の現地調達審査に関すること。

(部内限)

1-3 「技術研修員、専門家等に係る資機材の購送等及び特定案件の業務実施に関する契約等の事務の所掌特例措置について」

(平成8年5月10日通達(総)第53号)  
総裁から各部・室・事務局長あて

技術研修員、専門家、調査団及び移住者に対する援助・指導に係る資機材の購入、輸送等並びに特定案件の業務実施に関する契約等の事務の所掌は、国際協力事業団組織規程(昭和50年規程第10号。以下「組織規程」という。)第53条及び第53条の2の規定にかかわらず、平成8年5月10日から当分の間、下記によるものとする。

なお、「技術研修員、専門家等に係る資機材の購送等及び特定案件の業務実施に関する契約等の事務の所掌特例措置について」(平成7年通達(総)第44号)は廃止する。

記

(技術研修員、専門家等に係る資機材の購送等に関する契約等)

- 1 組織規程第53条及び第53条の2に規定する契約第一課及び契約第二課の所掌事務のうち、専門家、技術協力プロジェクト、帰国後の技術研修員及び調査等に係る資機材の管理に関する事及び資機材の購入、貸借、輸送等の契約で1件の予定価格が160万円以下のものに関する事 当該事業の実施を担当する部
- 2 組織規程第53条の2第1号に規定する契約第二課の所掌事務のうち、次に掲げるものについては、当該各号に定める部が所掌する。
  - (1) 技術研修員の研修に必要な資機材の購入、製作等の契約で、1件の予定価格が500万円以下のもの(160万円以上500万円以下の契約であって調達部長が同部の所掌とすることが適当であると認める契約を除く。)に関する事 研修事業部
  - (2) 移住者に対する援助及び指導に必要な資機材の購入、輸送等の契約で、1件の予定価格が500万円以下のもの(160万円以上500万円以下の契約であって調達部長が同部の所掌とすることが適当であると認める契約を除く。)に関する事 当該事業の実施を担当する部
- 3 契約第一課及び契約第二課が所掌する資機材に関する事務のうち検査に関する事務については、当該機材に係る事業の実施を担当する部との共管とする。

(特定案件の業務実施に関する契約)

- 4 組織規程第53条の2第1号に規定する契約第二課の所掌事務のうち、個別案件ごとに、業務の計画段階から必然的に当該契約の内容及び契約相手方が組み込まれ、より一層効率的な業務の実施が期待される特定案件の業務実施に関する契約については、当該業務の実施を担当する部が所掌する。ただし、調達部長が調達部の所掌とすることが適当であると認める契約についてはこの限りではない。

・記中1及び4の「部」の解釈について(平成9年5月14日法務室に確認済)  
記中1及び4の「部」には「青年海外協力隊事務局」を含む。



(部内限)

1-4 「調達部所掌文書の秘密文書指定について」(抄)

(平成8年5月29日付け国協(調)第5-176号)  
(調達部長から調達部文書審査担当者、文書取扱者  
あて通知)

当部が所掌して作成及び保有する文書のうち、秘密文書については、下表により指定することとしますので、これに従い、これまで以上の厳正なる管理を周知徹底方願います。

コンサルタント契約関連文書 (略)

機材調達関連文書

文書名	指定区分	指定期限
機材購送請求書	取扱注意	入札終了時まで
指名競争入札対象者リスト	取扱注意	入札終了時まで
競争参加資格確認結果調書	取扱注意	入札終了時まで
機材購送業務の流れ(詳説編:施行手引)	秘	無期限
予定価格決裁関係書類		
イ. 予定価格下調積算基礎	秘	入札終了時まで
ロ. 予定価格下調書	極秘 秘	入札終了時まで 入札終了時以降無期限
ハ. 予定価格調書	極秘 秘	入札終了時まで 入札終了時以降無期限
入札・見積・状況調書	秘	無期限

1-5 「機材調達関係規程・通達集」の本部内オンライン化について」

（平成9年11月13日付け  
調達部長から関係各部・室・事務局長あて通知）

今般「機材調達関係規程・通達集」（平成2年2月）の改訂にあたり、下記要領により「機材調達関係規程・通達集」を本部内オンライン化することとしましたので、了知願います。

記

1 利用方法

使用方法是次のとおりです。

①セレクトを開いて、AppleShareをクリックする。

②07.KICHO\_CHOTATSU\_IRYOをクリックして、mc080121（熊）を選択する。

③ゲストを選択する。

④機材関係規程集を選択する。

なお、使用終了時には必ずゴミ箱に入れて下さい。

2 掲載対象

平成9年10月までに発出された機材調達関係規程、通達及び重要通知

以上

## 第2章 委員会

- 2-1 「機材業務改善委員会について」(昭和50年通達(総)第21号) …… 11
- 2-2 「本部における契約競争参加者資格審査委員会の設置について(通知)」(平成9年4月28日付け契約担当役理事通知) …… 13
- 2-3 「契約競争参加有資格者の措置に係る審議委員会について」(平成5年通達(経)第46号) …… 14



## 2-1 「機材業務改善委員会について」

(昭和50年8月12日通達(総)第21号)  
総裁から役員及び職員あて

最終改正 平成8年5月10日

昭和50年8月12日から、国際協力事業団(以下「事業団」という。)に、機材業務改善委員会(以下「委員会」という。)を、下記により設置する。

### 記

#### (目的)

第1 委員会は、事業団において行う資機材関係業務に関し、その効率的な推進を図るため、現状分析、問題点の整理及び改善の検討・策定を行う。

#### (構成)

第2 委員会は、次の職にあるものを委員として組織する。

- (1) 副総裁(調達部関係業務担当)
- (2) 調達部関係業務担当理事
- (3) 評価監理室長
- (4) 経理部長
- (5) 企画部長
- (6) 基礎調査部長
- (7) 調達部長
- (8) 研修事業部長
- (9) 派遣事業部長
- (10) 社会開発調査部長
- (11) 社会開発協力部長
- (12) 医療協力部長
- (13) 農林水産開発調査部長
- (14) 農業開発協力部長
- (15) 林業水産開発協力部長
- (16) 鉱工業開発調査部長
- (17) 鉱工業開発協力部長
- (18) 無償資金協力業務部長

#### (委員長)

第3 委員会に、委員長を置き、副総裁の職にある者をもってこれに当てる。

2 委員長は、委員会の会議を主宰し、議事を整理する。

3 委員長に事故あるときは、理事の職にある者が、その職務を代行する。

#### (議事の手続)

第4 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員長が必要と認めたときに随時開催する。

3 会議には、必要に応じ、委員以外の職員の出席を求めることができる。

#### (代理出席)

第5 委員は、やむを得ない事情がある場合は、あらかじめ指名した者を委員会の会議に代理出席させることができる。

(作業部会の設置)

第6 委員会に、必要に応じ、委員長が別に定めるところにより、作業部会を設置することができる。

2 作業部会は、委員長から付託された事項に関し審議し、その結果を委員会に報告するものとする。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、調達部管理課において処理する。

附 則 (平成8年5月10日通達(総)第50号) 抄  
この通達は、平成8年10月1日から施行する。

2-2 「本部における契約競争参加者資格審査委員会の設置について（通知）」  
（平成9年4月28日付け契約担当役理事から）  
（関係各部・室・事務局長あて通知）

「契約競争参加者等資格審査要領について」（昭和55年通達（経）第2号）別紙契約競争参加者等資格審査事務取扱要領第8条に規定する契約競争参加者資格審査委員会（国際協力事業団会計細則（昭和51年国協達第6号）別表第1に規定する会計機関のうち本部契約担当役が定めるもの。以下「委員会」という。）を平成9年4月28日から下記により設置する。

なお、従前の契約競争参加者資格審査委員会は廃止する。

記

（目的）

第1条 委員会は、本部契約担当役（以下「契約担当役」という。）の諮問に応じて、契約に参加する者の資格に関する事項について審議を行う。

（組織）

第2条 委員会は次の各号に掲げる職にある者を委員として構成する。

- (1) 調達部長
- (2) 調達部次長
- (3) 総務部総務課長
- (4) 経理部財務第一課長
- (5) 経理部管財課長
- (6) 調達部管理課長
- (7) 調達部契約第一課長
- (8) 調達部契約第二課長

（委員長）

第3条 委員会に委員長を置き、調達部長の職にある者をもってこれに当てる。

2 委員長は、委員会の会議を主宰し、議事を整理する。

（議事手続）

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、又は議決することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって議決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員会の議事内容は公開しないものとする。

（代理出席）

第5条 委員は、やむを得ない理由がある場合は、あらかじめ指名した者を代理として、委員会の会議に出席させることができる。

（書面による委員会の開催）

第6条 契約担当役又は委員長は、緊急やむを得ないときその他委員会の招集が困難な場合は、委員の書面による決裁をもって委員会の開催に代えることができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、調達部管理課において処理する。

2-3 「契約競争参加有資格者の措置に係る審議委員会の設置について」

(平成5年9月10日通達(経)第46号)  
総裁から各部・室・事務局長あて  
最終改正 平成8年5月10日

平成5年9月10日から、国際協力事業団(以下「事業団」という。)に契約競争参加有資格者(契約競争参加者等資格審査事務取扱要領(昭和55年通達(経)第2号別紙)第7条第2項に規定する契約競争参加有資格者及びコンサルタント等登録基準(昭和55年通達(無調)第28号別紙)第8条に規定する適格と認められる者をいう。)の措置に係る審議委員会(以下「委員会」という。)を、下記により設置する。

なお、「コンサルタント等の措置に係る審議委員会の設置について」(昭和61年通達(調)第43号)は、廃止する。

記

(目的)

第1 委員会は、契約競争参加有資格者として事業団に登録されている個人又は法人の不正行為等に係る処分についての審議を行う。

(構成)

第2 委員会は、副総裁(経理部及び調達部関係業務担当)及び理事の職にある者を委員として構成する。

(委員長)

第3 委員会に委員長を置き、副総裁(調達部関係業務担当)の職にある者をもってこれに充てる。

2 委員長は、委員会の会議を主宰し、議事を整理する。

3 委員長に事故あるときは、経理部関係業務担当理事の職にある者が、その職務を代行する。

(議事の手続)

第4 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員長が必要と認めたときに随時開催する。

(代理出席)

第5 委員は、やむを得ない事情がある場合は、あらかじめ指名した者を委員会の会議に代理出席させることができる。

(審議への協力)

第6 委員会は、審議を行う上で必要があれば、委員以外の役職員の会議への出席を求めることができる。

2 審議の対象となった業務を主管する部等は、資料の提出等必要な協力を行わなければならない。

(処分の決定)

第7 契約担当役は、委員会の審議の結果に基づき、処分の決定のため必要な措置を講ずる。



(庶務)

第8 委員会の庶務は、調達部管理課が処理する。

附 則 (平成8年5月10日通達 (総) 第50号) 抄  
この通達は、平成8年5月10日から施行する。



## 第3章 会計規程・

# 契約事務取扱細則

3-1	「会計規程の基本的事項」(昭和50年承認第68号)(抄)	19
3-2	「国際協力事業団会計規程」(昭和50年規程第11号)(抄)	20
3-3	「会計規程第50条第2項(見積書の徴取省略)について」(昭和52年通達(経)第14号)	24
3-4	「会計規程第52条(契約書の作成)の解釈について」(昭和57年通達(経)第2号)	25
3-5	「国際協力事業団契約事務取扱細則」(昭和51年国協達第7号)	26



### 3-1 「会計規程の基本的事項」(抄)

(昭和50年8月1日承認第68号)  
最終改正 昭和63年3月31日

#### (前金払及び概算払)

第13 契約等の性質上又は慣習上前金又は概算をもって支払をしなければ事務に支障をおよぼすような場合で、次の各号に掲げる支払については、前金払又は概算払(概算払については第1号から第6号までに掲げる経費に限る。)をすることができるものとする。

- (1) 工事請負代価及び物品の製作代価
- (2) 外国から購入する物品の代価
- (3) 試験研究、調査等の委託費
- (4) 官公署に対し支払う経費
- (5) 負担金
- (6) 旅費又は通信費
- (7) 定期刊行物の代価及び日本放送協会に対し支払う料金
- (8) 土地、建物その他の物件の借料
- (9) 運賃及び保険料

2 前項各号に掲げる経費以外のものについても特別の必要がある場合においては、総裁の承認を受けて前金払又は概算払をすることができるものとする。

#### (契約の方法)

第14 事業団において、売買、賃貸借、請負その他の契約をする場合は、第2項及び第3項に定めるところにより指名競争入札又は随意契約をする場合を除き、すべて公告して一般競争に付さなければならないものとする。

2 次に掲げる場合においては、指名競争に付することができるものとする。

- (1) 契約の性質又は目的が一般競争に付するに適さないとき。
- (2) 一般競争に付することが不利と認められるとき。
- (3) 予定価格が5,000,000円を超えない工事若しくは製造又は予定価格が3,000,000円を超えない加工、修理若しくは物件の購入をするとき。
- (4) 前号以外の契約で、その予定価格が2,000,000円を超えないとき。

3 次に掲げる場合においては、随意契約によることができるものとする。

- (1) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。
- (2) 緊急を要するため競争に付し得ないとき。
- (3) 業者が連合して不当な競争をするおそれがあるとき。
- (4) 官公署と契約するとき。
- (5) 予定価格が2,500,000円を超えない工事若しくは製造をさせ、又は予定価格が1,600,000円を超えない加工、修理若しくは物件の購入をするとき。
- (6) 前号以外の契約でその予定価格が1,000,000円を超えないとき。
- (7) 事業団の行為を秘密にする必要があるとき。
- (8) 契約の性質又は目的により契約の相手方が特定しているため、その者と契約を締結しなければ目的が達せられないとき。
- (9) 時価に比べて著しく有利な価格で契約できる見込があるとき。
- (10) 現に履行中の工事、製造、加工若しくは修理又は物品の購入に直接関連する契約を現に履行中の契約の締結者以外の者をして履行させることが不利であるとき。
- (11) 運送又は保管をさせるとき。
- (12) 外国で契約するとき。
- (13) 競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付しても落札者がいないとき、若しくは落札者が契約を結ばないとき。
- (14) その他競争に付することを不利とする特別の事由があるとき。

### 3-2 「国際協力事業団会計規程」(抄)

(昭和50年8月1日規程第11号)  
最終改正 平成元年7月21日

#### (前金払及び概算払)

第43条 契約等の性質上又は慣習上前金又は概算をもって支払をしなければ事務に支障を及ぼすような場合で、次に掲げる経費については、前金払又は概算払をすることができる。ただし、概算払ができるものは第1号から第6号までに掲げる経費に限るものとする。

- (1) 工事請負代価及び物品の製作代価
- (2) 外国から購入する物品の代価
- (3) 試験、研究、調査等の委託費
- (4) 官公署に対し支払う経費
- (5) 負担金
- (6) 旅費又は通信費
- (7) 定期刊行物の代価及び日本放送協会に対し支払う料金
- (8) 土地、建物その他の物件の借料
- (9) 運賃及び保険料

- 2 前項第1号の規定による前金払をする場合においては、相手方をして公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項の保証事業会社よりの同条第2項の前金払の保証を受けさせることができる。
- 3 第1項第1号の前金払をする場合の金額は、契約金額又は契約の予定金額の40%以内とする。
- 4 第1項各号に掲げる経費以外のものについても特別の必要がある場合においては、総裁の承認を受けて、前金払又は概算払をすることができる。

## 第7章 契約

#### (契約方法)

第47条 事業団において、売買、賃貸借、請負その他の契約をする場合は、次条及び第49条に定めるところにより指名競争契約又は随意契約をする場合を除き、すべて公告して競争(以下「一般競争」という。)に付さなければならない。

#### (指名競争の要件)

第48条 契約担当役(分任契約担当役を含む。以下同じ。)は、次に掲げる場合においては、指名競争に付することができる。

- (1) 契約の性質又は目的が一般競争に付するに適さないとき。
- (2) 一般競争に付することが不利と認められるとき。
- (3) 予定価格が5,000,000円を超えない工事若しくは製造又は予定価格が3,000,000円を超えない加工、修理若しくは物件の購入をするとき。
- (4) 前号以外の契約で、その予定価格が2,000,000円を超えないとき。

(随意契約の要件)

第49条 契約担当役は、次に掲げる場合においては、随意契約によることができる。

- (1) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。
- (2) 緊急を要するため競争に付し得ないとき。
- (3) 業者が連合して不当な競争をするおそれがあるとき。
- (4) 官公署と契約するとき。
- (5) 予定価格が2,500,000円を超えない工事若しくは製造をさせ、又は予定価格が1,600,000円を超えない加工、修理若しくは物件の購入をするとき。
- (6) 前号以外の契約で、その予定価格が1,000,000円を超えないとき。
- (7) 事業団の行為を秘密にする必要があるとき。
- (8) 契約の性質又は目的により契約の相手方が特定しているため、その者と契約を締結しなければ目的が達せられないとき。
- (9) 時価に比べて著しく有利な価格で契約できる見込があるとき。
- (10) 現に履行中の工事、製造、加工若しくは修理又は物品の購入に直接関連する契約を現に履行中の契約の締結者以外の者をして履行させることが不利であるとき。
- (11) 運送又は保管をさせるとき。
- (12) 外国で契約するとき。
- (13) 競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付しても落札者がいないとき、若しくは落札者が契約を結ばないとき。
- (14) その他競争に付することを不利とする特別の事由があるとき。

(見積書の徴取)

第50条 前条の規定により随意契約を締結しようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、急を要する場合又は契約担当役が必要でないと認められた場合は、1人の見積書をもって足りる。

2 100,000円を超えない契約又は慣習上見積書の作成を要しないと認められる契約については、見積書の徴取を省略することができる。

(予定価格)

第51条 契約担当役は、契約を締結しようとするときは、あらかじめ当該契約に係る予定価格を、当該契約事項に関する仕様書、図面、設計書その他の事項に基づき、契約価格の総額について設定しなければならない。ただし、一定期間継続してなす製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 前項の規定は、競争入札に付する場合を除き、総裁が予定価格の設定を要しないと認めたものについては、予定価格の設定を省略することができる。

3 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して、適正に定めなければならない。

(契約書の作成)

第52条 契約担当役は、契約を締結しようとするときは、契約書を作成しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、契約書の作成を省略して、請書、見積書、請求書等契約の事実を明らかにする書類をもってこれに代えることができる。

- (1) 1,600,000円を超えない契約をするとき。
- (2) 外国で2,000,000円を超えない契約をするとき。
- (3) せり売に付するとき。
- (4) 物品売払の場合において買受人が直ちに代金を納付して、その物品を引き取る時。

(契約書の記載事項)

第53条 前条に規定する契約書には、当該契約の性質及び目的に従い、次に掲げる事項のうち、必要な事項を記載しなければならない。

- (1) 件名及び品名
- (2) 契約年月日
- (3) 数量、単位及び単価
- (4) 契約金額
- (5) 履行期限又は期間
- (6) 受渡場所
- (7) 契約保証金（契約保証金の帰属を含む。）
- (8) 前払金
- (9) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (10) 履行の監督又は検査
- (11) 違約金
- (12) 遅滞金
- (13) 契約の解除
- (14) 危険負担
- (15) 契約の内容の変更又は履行中止の場合の損害負担  
かし
- (16) 瑕疵担保の責任
- (17) 債権譲渡及び履行委任
- (18) 相殺
- (19) 紛争の解決方法
- (20) その他必要な事項

(保証金)

第54条 契約担当役は、競争に加わろうとする者から入札保証金を、契約を締結する者から契約保証金を現金又は国債をもって納めさせなければならない。ただし、その必要がないと認める場合においては、入札保証金又は契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

2 前項の保証金の納付は、確実な担保の提供をもってこれに代えることができる。

3 第1項の入札保証金又は契約保証金は、落札者が契約を締結しないとき、又は契約の相手方がその責に帰すべき事由により契約義務を履行しないときは、事業団に帰属するものとする。



(監督及び検査)

- 第55条 契約担当役は、工事又は製造その他についての請負契約を締結した場合においては、自ら又は補助者に命じて契約の適正な履行を確保するため必要な監督をしなければならない。
- 2 契約担当役は、前項に規定する請負契約又は物件の買入れその他の契約については、自ら又は補助者に命じてその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため、必要な検査をしなければならない。
  - 3 契約担当役は、契約の性質又は内容により特に必要がないと認めるときは、第1項の監督又は第2項の検査の一部を省略することができる。
  - 4 総裁は、特に必要があるときは別に定めるところにより第1項の監督及び第2項の検査を当該契約に係る契約担当役及びその補助者以外の職員に行わせることができる。
  - 5 契約担当役は、特に必要があるときは職員以外の者に第1項の監督及び第2項の検査を委託して行わせることができる。
  - 6 前各項に関し必要な事項は、別に定める。

(検査調書の作成)

- 第56条 契約担当役、契約担当役から検査を命ぜられた補助者及び総裁から検査を命ぜられた職員は、検査を完了したときは、検査調書を作成しなければならない。ただし、契約金額が600,000円を超えない契約に係る検査（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行うものを除く。）については、この限りではない。
- 2 前項の規定により検査調書を作成すべき場合においては、当該検査調書に基づかなければ支払をすることができない。

(部分払の限度額)

- 第57条 契約担当役は、工事若しくは製造その他の請負契約に係る既済部分又は物件の購入に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要がある場合においては、工事若しくは製造その他の請負契約にあっては、その既済部分に対する代価の10分の9、物件の購入契約にあっては、その既納部分に対する代価を超えて支払うことができない。

## 第10章 雑則

(特例)

- 第73条 海外の会計機関において、所在国の法令、慣習等によりこの規程により難しい事情がある場合は、総裁の指定により、又は総裁の承認を受けてこの規程と異なる処理をすることができる。

3-3 「会計規程第50条第2項（見積書の徴取省略）について」

（昭和52年3月29日通達（経）第14号  
経理部長から関係部・室・事務局長、関係  
機関の長あて）

標記に関しては、下記のとおりであるので、貴管下職員に周知徹底願いたい。

記

会計規程（昭和50年規程第11号）第50条第2項は「100,000円を超えない契約…  
は見積書の徴取を省略することができる。」旨定めているが、この規定は”やむをえず見  
積書を徴することができない場合”にあつては、予定価格100,000円未満の案件に限り、見  
積書の徴取を省略できる”とするものであり、100,000円以下の契約はすべて見積書の徴  
取を省略して差支えないとするものではない。

### 3-4 「会計規程第52条（契約書の作成）の解釈について」

（昭和57年1月7日通達（経）第2号  
経理部長から関係部・室・事務局長、関係  
機関の長あて）

1,600,000円を超えない契約をするときは、一切契約書の作成を要しないと解する傾向があるが、標記解釈は、下記のとおりであるので、貴管下職員に周知徹底願いたい。

#### 記

国際協力事業団会計規程（昭和50年規程第11号）第52条において、「契約担当役は、契約を締結しようとするときは、契約書を作成しなければならない。」として契約書作成の原則を規定し、同条ただし書において、1,600,000円を超えない契約をするときには、契約書の作成を省略して、請書、見積書、請求書等契約の事実を明らかにする書類をもってこれに代えることができることとしているが、この規定の趣旨は、1,600,000円を超えない契約については、すべて契約書を省略することができる、又は、省略すべきであるとするものではなく、他に支障のない限り省略が可能との権能を与えたものであって、契約書の作成をさまたげるものではなく、また、契約内容の性質上契約書の作成が必要である場合等においても省略できると規定したものではない。

例えば、1,600,000円を超えない契約であっても、契約内容が複雑であったり、又は定型化されていないものなどの場合は、国際協力事業団としては契約書を作成し、契約内容を明確にしておく必要があるので、このような場合は、当然契約書を作成すべきであって省略すべきでない。

### 3-5 「国際協力事業団契約事務取扱細則」

(昭和51年4月1日国協達第7号)

最終改正 昭和55年6月17日

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この細則は、国際協力事業団会計規程（昭和50年規程第11号。以下（規程）という。）第9条の規定に基づき、国際協力事業団（以下「事業団」という。）が締結する売買、賃貸借、請負その他の契約に関する事務の取扱いについて必要な事項を定め、もって、契約事務の適正かつ円滑な処理を図ることを目的とする。

##### (契約台帳等)

第2条 契約担当役（分任契約担当役を含む。以下同じ。）は、契約を締結したときは、そのつど、契約台帳（様式第1号）及び補助簿（様式第2号）をもって必要な事項を明確にしておかなければならない。

#### 第2章 契約

##### (資格者の登録)

第3条 契約担当役は、必要があるときは、総裁が別[契約競争参加者等資格審査要領について]に定める契約競争参加者等資格審査要領（以下「要領」という。）の定めるところにより、工事、製造、物件の買入れその他についての契約の種類（以下「契約の種類」という。）ごとに、あらかじめ工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他経営の規模、経営の状況その他登録に必要な事項について資格を定め、その資格を有する者を登録するものとする。

##### (登録不適格者)

第4条 契約担当役は、禁治産者及び準禁治産者並びに破産者で復権を得ない者を登録することができない。

2 契約担当役は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間登録してはならない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

(1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

3 契約担当役は、前2項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を登録してはならない。

4 契約担当役は、経営状態が著しく不健全であると認められる者を登録してはならない。

(入札の原則)

第5条 契約担当役は、競争に付するときは、特に必要がある場合においてせり売りに付するときは除き、入札の方法をもってこれを行わなければならない。

2 前項の規定により入札を行う場合には、入札の公告又は指名通知において、入札者はその提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない旨を明らかにしておかなければならない。

(入札の公告)

第6条 契約担当役は、入札の方法により一般競争に付する場合においては、その入札期日から起算して少なくとも10日前に官報、新聞紙、掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合又は契約の性質上入札準備に支障がないと認められる場合は、その期間を5日間までに短縮することができる。

(公告事項)

第7条 前条の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 入札執行の場所及び日時
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) その他必要な事項

(指名基準)

第8条 契約担当役は、指名競争に付する場合において競争に参加させる者を指名しようとするときは、第3条の定めるところにより登録された者のうちから次の各号に掲げる基準を勘案して指名するものとする。ただし、契約担当役が特に必要と認めた場合においては、この限りでない。

- (1) 経営状態及び信用状態の良否
- (2) 契約の履行についての地理的条件（履行地における支店、代理店等の有無及びアフターサービスの状況）の適否
- (3) 特殊な技術又は設備等を必要とするものにあつては、その有無
- (4) 発注する工事の施行又は物品の製造とそれぞれ同種同程度の工事の施工又は物品の製造等の実績の有無
- (5) 要領に基づく等級格付時の付与数値
- (6) 輸出実績及び事業団の業務の円滑な実施に協力できる体勢の有無
- (7) 海外への機材輸送業務の実績
- (8) 海外への機材輸送保険業務の実績
- (9) その他必要な事項

(指名及びその通知)

第9条 契約担当役は、指名競争に付する場合は、なるべく5人以上指名しなければならない。

2 契約担当役は、競争に参加させる者を決定したときは、入札執行期日の前日から起算して少なくとも10日前に、次に掲げる事項をその指名する者に通知しなければならない。この場合においては、第6条ただし書きの規定を準用する。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 契約条項
- (3) 入札執行の場所及び日時
- (4) 保証金に関する事項
- (5) その他必要な事項

(予定価格調書)

第10条 契約担当役は、競争入札に付する場合において、規程第51条の規定による予定価格を決定したときは、その予定価格を記載した調書（以下「予定価格調書」という。）を封書にして、開札の際これを開札場所におかなければならない。

2 契約担当役は、随意契約をしようとする場合において、当該契約が次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格の設定を省略することができる。

- (1) 法令に基づいて取引価格（料金）が定められていることその他特別の事由があることにより、特定の取引価格（料金）によらなければ契約をすることが不可能又は著しく困難であると認めるとき。
- (2) 予定価格が2,500,000円を超えない工事若しくは製造又は予定価格が1,600,000円を超えない加工、修理若しくは物件の購入をするとき。
- (3) 前号以外の契約で、その予定価格が1,000,000円を超えないとき。

(入札の執行)

第11条 契約担当役は、競争入札を執行しようとする場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせるものとし、競争に参加する者（以下「入札者」という。）から次に掲げる事項を記載した入札書を提出させなければならない。

- (1) 入札金額
  - (2) 競争入札に付される工事若しくは製造等の表示又は物品等の名称
  - (3) 入札者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号並びに代表者の氏名）及び押印
  - (4) 代理人が入札する場合は、入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号並びに代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- 2 契約担当役は、代理人が入札するときは、あらかじめ入札者から代理委任状を提出させなければならない。

(開札)

第12条 契約担当役は、開札を行う場合は、入札者の面前において、入札者全員の入札書が入札箱に投入されたことを確認したのち直ちに行うものとする。

2 前項の開札を行うとき、入札者名及びその入札価格を朗読するものとする。

(入札の無効)

第13条 契約担当役は、開札を行った場合において、入札書を審査した結果、当該入札書が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを無効としなければならない。

- (1) 入札金額が訂正してあり訂正のための印が押されていないとき。
- (2) 入札書に入札者の記名、押印が欠けているとき。
- (3) 誤字、脱字（数字の脱落を含む。）等により意思表示が不明確のとき。
- (4) 入札の目的に示された要件と異なっているとき。
- (5) 条件が付されているとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、事業団の指示に違反し、又は入札に関する必要な条件を具備していないとき。

2 契約担当役は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の行った入札を無効としなければならない。

- (1) 競争に参加する者に必要な資格のない者が入札を行ったとき。
- (2) 明らかに連合によると認められる入札を行ったとき。
- (3) 職員の職務の執行を妨害して入札を行ったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、事業団の指示に従わなかったとき。

(再度入札)

第14条 契約担当役は、第12条第1項の規定により開札を行った場合において、入札者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行うことができる。

2 前項の規定により再度の入札を行う場合は、予定価格その他の条件を変更してはならない。

(落札者の決定方法)

第15条 契約担当役は、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。

2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

(競争入札後の随意契約)

第16条 契約担当役は、競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないときは、当該競争に参加した者を相手方として随意契約により契約を締結することができる。この場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

第17条 契約担当役は、落札者が契約を結ばないときは、当該競争に参加した者を相手方として、その落札金額の制限内で随意契約により契約を締結することができる。この場合においては、履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。

(分割契約)

第18条 前2条の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができる場合に限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約することができる。

(再度公告入札)

第19条 契約担当役は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合には、再度公告して入札に付することができる。

2 前項の場合においては、第6条の公告の期間を5日間までに短縮することができる。

3 前2項の規定は、指名競争入札に付する場合に準用する。

(契約の解除)

第20条 契約担当役は、契約の相手方が次の各号の一に該当する場合又は事業団の事業運営上必要がある場合は、契約を解除することができるよう約定しておかなければならない。

(1) 正当な理由によらないで契約の全部又は一部を履行しないとき又は約定期限までに債務の履行を完了する見込がないとき。

(2) 正当な理由により契約の解除を申し出たとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、契約上の業務に違反していると認められるとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において既済部分があるときは、契約担当役が特に必要があると認めるものについて出来高に応じた正当な価格をもってこれを引き取ることができるものとする。

(随意契約指名基準)

第21条 第8条の規定は、契約担当役が規定第49条に規定する随意契約を行う場合において準用する。

### 第3章 監督及び検査

(監督職員の職務)

第22条 監督職員(規定第55条第1項及び第4項の規定により監督を行う職員をいう。以下同じ。)は、請負契約について必要があるときは、契約の相手方の工事等の施工について契約書、仕様書及び設計書その他関係書類に定められた範囲内において次の職務を行うものとする。

- (1) 仕様書及び設計書に基づき、当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査して承認をすること。
  - (2) 請負契約の履行について、立会い、工程の管理、履行途中における工事製造等に使用する材料の試験若しくは、検査等の方法により監督をし契約の相手方に必要な指示をすること。
- 2 監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督において特に知り得た業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

(監督職員の報告)

第23条 監督職員は、契約担当役と緊密に連絡するとともに当該契約担当役の要求に基づき又は随時に監督の実施についての報告をしなければならない。

(監督職員の職務)

第24条 検査職員(規定第55条第2項及び第4項に規定する検査職員をいう。以下同じ。)は、売買契約、請負契約又はその他の契約について給付の完了を確認するため、契約書、仕様書及び設計書その他関係書類に定められた範囲において、次の職務を行うものとする。

- (1) 売買契約
  - イ 契約書及び仕様書その他関係書類に基づき、その記載事項又は見本品と相違ないかどうかを確認するための検査を行うこと。
  - ロ 納期、納入場所、規格、銘柄、数量等を契約書及び仕様書その他関係書類に基づき確認するための検査を行うこと。
  - ハ 当該物件等の材料、品質、性能、構造等の検査において必要があるときは、破壊、分解又は試験等の方法により検査を行うこと。
  - ニ その他必要と認める事項について適宜検査を行うこと。
- (2) 請負契約
  - イ 契約書、仕様書及び設計書その他関係書類に記載されている事項に相違なく完了されているかどうかを確認するため必要な検査を行うこと。
  - ロ 必要に応じ、当該請負契約に係る監督職員の立会いを求め、当該納付の内容について、検査を行うこと。
  - ハ 材料の規格及び品質、合成混和率等の検査において、必要があるときは、破壊、又は分解若しくは試験等の方法により検査を行うこと。
  - ニ その他必要と認める事項について適宜検査を行うこと。
- (3) その他の契約  
前2条に準じ、必要と認める事項について検査を行う。



(検査調書の作成)

第25条 検査職員が、検査を完了したときは、検査調書(様式第3号)を作成し、契約担当役に提出しなければならない。

2 給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において、既済部分の検査を行うときは、必要書類を提出させて検査し、確認しなければならない。この場合における検査調書には、既済部分を明確にし、部分払いの限度を記載しなければならない。

3 規程第49条第1項第5号の規定による印刷又は物品等の購入については、納品確認後、納品書に検査職員の検収印を押印し、受領したことを明らかにすることによって検査調書に代えることができる。

附 則

1 この附則は、昭和51年8月1日から施行する。

2 第3条、第4条、第8条及び第22条の規定は、当分の間、総裁が指定した契約担当役に限り適用することとする。

附 則 (昭和53年9月1日国協達第18号)

この達は、昭和53年9月1日から施行する。

附 則 (昭和55年6月17日国協達第27号)

この達は、昭和55年6月17日から施行する。

様式第1号及び様式第2号 略

契約担当役

殿

検査職員  
所属氏名

㊟

検 査 調 書

下記について調査した結果、契約書及び仕様書並びに設計書に基づいて履行されたものであることを確認します。

記

検査件名			
契約金額	円 (数量 単価 )		
契約の相手方			
納入場所 引渡			
契約期間	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日		
納入を受け 引渡した日	平成 年 月 日		
調査年月日	平成 年 月 日		
検立 会 査 人	監督職員		契約の 相手方
	契約担当職員		
既済 既納 場所	平成 年 月 日		
部分払の限度額			
備考			

- (注) 1 本調書は、契約の種類に応じ該当欄を記載し作成すること。  
 2 既済、既納年月日及び部分払の限度額欄については、給付の完了前に代価の一部を支払う必要のある契約に係るものの検査についてのみ記載すること。  
 3 備考欄には、出来映え、その他検査職員が当該検査に対する所見を記載すること。

## 第4章 登録

- 4-1 「契約競争参加者等資格審査要領について」（昭和55年通達（経）第2号） ..... 35
- 4-2 「会社更生法の適用を申請した登録業者への対応について」（平成9年9月5日付け決裁調第8-117号） ..... 46



#### 4-1 「契約競争参加者等資格審査要領について」

（昭和55年1月9日通達（経）第2号）  
（総裁から関係部・室・事務局長、各機関の長あて）

最終改正 平成元年3月31日

国際協力事業団契約事務取扱細則（昭和51年国協達第7号）に基づいて契約する場合における契約競争参加者の資格審査取扱事務は、昭和55年1月9日から別紙「契約競争参加者等資格審査事務取扱要領」により取扱うこととする。

別紙

#### 契約競争参加者等資格審査事務取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、国際協力事業団契約事務取扱細則（昭和51年国協達第7号。以下「細則」という。）第3条の規定に基づき、国際協力事業団（以下「事業団」という。）が契約する場合における契約競争参加者の資格審査等に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（参加者の資格）

第2条 契約競争に参加することができる者は、第10条に規定する契約競争参加資格者名簿に記載された者であって、別表第1に掲げる予定価格に対応する等級に格付されたものとする。ただし、契約担当役が契約上必要と認めるときは、1級上位または1級下位の等級に格付された者を参加させることができる。

（資格審査の申請）

第3条 契約担当役は、事業団の契約競争に参加する資格を得ようとする者（以下「申請者」という。）から契約競争参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を事業団が指定する年の2月15日までに提出させるものとする。

2 前項の規定に基づき、申請者から申請書を提出させようとするときは、契約担当役は、次の事項を掲示その他の方法により公告しなければならない。

- (1) 契約競争参加資格者に必要な基本的事項
- (2) 申請の時期及び方法等
- (3) その他申請に関する注意事項

（申請書の添付書類）

第4条 契約担当役は、前条の規定により申請書を提出させる場合は、原則として次の各号に掲げる書類を添付させるものとする。

- (1) 営業経歴書（営業の沿革、営業所、海外支店等一覧、業務組織、工事又は生産経歴、役員及び資本、主たる取引先等。個人にあつては、その者の営業経歴等）
- (2) 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、財産目録。個人にあつては、収支計算に関する書類）
- (3) 登記簿謄本又は戸籍謄本
- (4) 納税証明書（直前1年の事業年度における法人税又は前年度分の所得税）

2 申請者が、事業団内部の他の調達機関において第10条に規定する契約競争参加資格者名簿に記載された者である場合には、申請書に第9条に規定する等級決定通知書を添付することにより前項の書類の添付を省略することができるものとする。

(資格審査の項目)

第5条 第3条の規定により、提出させた申請書による資格審査の項目は次に掲げる事項とする。

- (1) 工事高又は販売高等  
審査を受けようとする年の事業団の指定する日（以下「審査基準日」という。）の直前2年の各事業年度における年間平均の工事完成高又は販売高等
- (2) 経営規模
  - イ 審査基準日の直前の事業年度の決算（以下「直前決算」という。）における自己資本額（法人にあっては資本金額に準備金、積立金及び繰越利益金の額を加えた額とする。以下同じ。）
  - ロ 審査基準日の前日において契約業務に従事することができる職員の数
  - ハ 審査基準日直前2年の輸出通関金額
  - ニ 海外支店等の有無及びその人数
- (3) 経営比率
  - イ 直前決算における流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表わしたものをいう。）
  - ロ 直前決算における自己資本固定比率（自己資本額を固定資産額で除して得た数値を百分比で表わしたものをいう。）
  - ハ 直前1年における自己資本回転率（直前1年の事業年度における工事高又は販売高等の合計額を直前決算における自己資本額で除して得た数値をいう。）
- (4) 営業経歴  
審査基準日の前日までの営業年数
- (5) 事業団との取引実績高  
直前2年間

(審査項目の付与数値)

第6条 前条に規定する資格審査の項目から得た実数に対応して、競争参加者資格審査等級格付付与数値表（別表第2）に定める数値を付与するものとする。

(等級格付及び有資格者の決定)

第7条 等級の格付は、前条により付与した数値から次の計算方式による数値を計算し、契約担当役が別表第1に定める等級別格付表に基づき、A・B・Cの等級に格付を決定するものとする。

計算方式

$$X + Y + Z_1 + Z_2$$

X 別表第2の年間工事高、製造高又は販売高等に付与した数値

Y 別表第2の自己資本額に付与した数値

Z<sub>1</sub> 別表第2の経営比率に付与した数値

Z<sub>2</sub> 別表第2の営業年数に付与した数値

2 前項によりA・B・Cの等級に格付されたものは、契約競争に参加できる有資格者とする。

(資格審査委員会)

第8条 契約担当役は、前条の規定に基づき、等級格付及び有資格者を決定しようとするときは、契約担当役が別に定める契約競争参加者資格審査委員会（以下「審査委員会」という。）に付議するものとし、その審議の結果をもとに、等級格付及び有資格者の決定を行うものとする。

(等級決定等の通知)

第9条 契約担当役は、第7条の規定により等級を決定したときは、申請者に対し、その結果を等級決定(変更・取消)通知書(様式第2号。以下「通知書」という。)により、通知するものとする。

(契約競争参加資格者名簿の作成)

第10条 契約担当役は、第7条の規定により等級を決定したときは、契約競争参加資格者名簿(様式第3号。以下「資格者名簿」という。)を別表第3に掲げる業種区分ごとに作成しなければならない。

2 契約担当役は、資格者名簿に記載された者が、細則第4条の規定に該当すると認めた場合及び契約担当役が時に必要と認めた場合は、審査委員会の議を経て、資格者名簿から抹消し、通知書により当該業者に通知するものとする。

(資格者名簿の有効期間)

第11条 資格者名簿に登録された資格の有効期間は、等級格付の決定時から2箇年とする。

(適用除外)

第12条 この要領は、契約担当役が契約上、特に必要がないと認めた場合には、適用しない。

(準用)

第13条 契約担当役は、国際協力事業団会計規程(昭和50年規程第11号)第49条に基づく随意契約の場合においてもこの要領を準用するものとする。

(特例)

第14条 契約担当役は、必要と認めるとき、又は申請者から申請書提出があったときは、第3条第1項に定める指定日以降においても随時に申請書を提出させ、又は受理し、この要領の定めるところにより等級格付を行い有資格者の決定を行うものとする。

2 前項により、決定した有資格者の資格有効期間は、第3条の規定に基づき申請し、有資格者として決定されたものの資格有効期間の最終日までとする。

(秘密の保持)

第15条 契約競争に参加する申請者の資格審査業務にたずさわる者は、審査にあたり知り得た申請者の秘密に属する事項及び審査の格付方法並びにその結果について、業務上、必要とする者以外に漏れないよう秘密の保持に留意しなければならない。

附 則

この要領は、昭和55年1月9日から実施する。

別表第1

予定価格に対応する等級別格付表

業種 区分	建設工事			工事製造			設計及び コンサルタント			販 売			印刷、その他		
	付与数値	90 以上	70 以上 ～ 90 未満	50 以上 ～ 70 未満	80 以上	60 以上 ～ 80 未満	40 以上 ～ 60 未満	70 以上	50 以上 ～ 70 未満	30 以上 ～ 50 未満	80 以上	60 以上 ～ 80 未満	30 以上 ～ 60 未満	70 以上	50 以上 ～ 70 未満
格 付	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C
予定価格	制限なし	二億円未満	六千万円未満	制限なし	二千万円未満	三百万円未満	制限なし	二千万円未満	三百万円未満	制限なし	五百万円未満	二百万円未満	制限なし	二百五十万円未満	百五十万円未満



別表第2 略

別表第3

契約の種類に対応する業種区分表

業種区分

(1) 製造販売

- ①事務用機器及び文房具 ②家具 ③光学機器 ④電子・電気・通信機器  
⑤計測機器 ⑥厨房 ⑦医薬品 ⑧医理化機器 ⑨輸送用機械器具  
⑩農業・建設・鉱山川等機械 ⑪その他

(2) 販 売

- ①事務用機器及び家具・文房具 ②光学機器 ③電子・電気・通信機器  
④厨房 ⑤医薬品 ⑥医理化機器 ⑦輸送用機械器具 ⑧百貨店  
⑨総合商社 ⑩その他

(3) 印刷・出版

(4) 翻 訳

(5) 映画、広告

- ①映画、ビデオ、スライド製作 ②広告 ③写真撮影 ④その他

(6) サービス

- ①旅行業 ②運送業（梱包・発送等含む。） ③ビル管理・清掃等各種保守管理  
④リース業 ⑤コンピュータサービス ⑥その他

(7) 保 険

(8) 建設工事

(9) 設備工事

- ①電気関係設備工事 ②暖冷房給水排水衛生設備工事 ③塗装工事  
④造園工事 ⑤その他

(10) 一般コンサルタント

- ①委託調査 ②建築設計 ③測量 ④その他

(11) その他

様式第1号

発信(※年 月 日第 号)名簿整理番号(※ )

※添付書類照合	経歴書	定款	財務諸表	印鑑証明	使用印鑑届	登記証明	納税証明	代理店証明	取引証明	治産証明	その他	※受理年月日
※ ( $X_1+Y+Z_1+Z_2$ )+ $X_2$				※所見							※決定等級	

契約競争参加資格審査申請書

平成 年度において、国際協力事業団で発注する契約に参加する資格の審査を申請します。  
 なお、この申請書のすべての記載事項及び添付書類については、事実と相違ないことを誓約します。  
 平成 年 月 日

国際協力事業団契約担当役 殿

主たる営業所  
 所在地 〒 電話  
 商号又は名称  
 代表者氏名印

1 官公庁参加資格の有無(直前1年又は当該年度)

格付	級
----	---

主たる営業所が東京都以外の場合  
 東京営業所の所在地 〒 電話番号

2 主たる営業種目

業種名	営業品目名	その他の営業種目

3 資格審査の項目

(単位 千円)

年製造平均又は工事販売高等	年度 営業種目	直前第2年度決算より		直前第1年度決算より		年間平均工事高、製造高又は販売高	※附与数値
		自年月 至年月	自年月 至年月	自年月 至年月	自年月 至年月		
							$X_1$
当の事取業引実と積							$X_2$

規 模	自己資本額	区 分	直前決算時	利益処分 (損失処理)	計	決算後の増 減資	合 計	Y
		資 本 金						
		諸 積 立 金						
		次期繰越利益 (次期繰越損失)						
		計			(P)			
	職員数	技術職員	事務職員	他	うち契約業務従事可能職員	合 計		
	輸出実績	主要輸出品目	直前第2年度の輸出通関金額	直前第1年度の輸出通関金額	年間平均額			
			F.O.B. 千円	F.O.B. 千円				
	経営比率	流動比率 $\frac{(\text{流動資産の合計})m}{(\text{流動負債の合計})n} \times 100$ (小数点以下1位切り上げ)					%	Z <sub>1</sub>
営業年数	創 業	転 廃 業 ( 休 業 )		現組織への変更	営業年数計	Z <sub>2</sub>		
	年 月	自 年 月 日 至 年 月 日		年 月 日 年 月 日				

※印は記入しないこと。

科目	期	自 年 月 至 年 月	自 年 月 至 年 月	期	自 年 月 至 年 月	自 年 月 至 年 月	経営比率
	科目			科目			
貸 借 対 照 表	(流動資産)計(m) (事業主貸勘定) 個人のもの			(流動負債)計(n)			自己資本固定 比率 P Q ×100 %
	(固定資産)計(Q) 繰 延 勘 定			(固定負債)計 (事業主借勘定) 個人のもの (負 債)合計			小数点以下 1位四捨五入
	(資 産)合計 繰越欠損金期末残高			資 本 金			自己資本回転 率 R P
	当 期 純 損 失			諸 積 立 金			
	合 計			繰越利益剰余金期末残高 当 期 純 利 益			回
取 入 ・ 利 益	期	自 年 月 至 年 月	自 年 月 至 年 月	計			製造高等純利 益率 S
	科目						R ×100
	工事高又は製造高等 販 売 高 等						
	上 記 計 法人税等控除前当期 利益						%

4 輸出業務担当部課名、人数

- (1) 輸出業務担当部課名\_\_\_\_\_
- (2) 輸出業務を担当せしめ得る人員\_\_\_\_\_人

5 添付書類（B-5規格のレターファイルにセットして提出してください。）

- 1 営業経歴書
- 2 定款又はこれに代わるべきもの
- 3 財務諸表（2箇年分）
- 4 登記簿謄本
- 5 納税証明書
- 6 主要取引金融機関の取引証明書
- 7 印鑑証明書
- 8 使用印鑑届
- 9 海外支店等一覧表
- 10 返信用封筒【当事業団指定の封筒（別添）・切手添付・あて先記入(担当者名も記入すること。)]
- 11 その他必要とするもの
- 12 等級決定通知書

平成 第 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

殿

国際協力事業団  
契約担当役



等級決定（変更・取消）通知書

貴殿は、平成 年度の競争参加資格審査申請書を提出されたが、審査の結果資格の等級が下記のとおり決定（変更・取消）したから通知する。

記

1. 業種名（営業品目名）
2. 認定等級
3. その他  
（変更・取消理由）

様式第3号

競争参加有資格者名簿

営業種目											
登録月日	登録番号	商号又は名称	営業所所在地	代表者氏名	電話番号	資本金	新更の 区分	数 値		決定等級 (格付)	備考
								付 数	与 値		

## 4-2 「会社更生法の適用を申請した登録業者への対応について」

(平成9年9月5日付け決裁調第8-117号)

「契約競争参加者等資格審査要領について」(昭和55年通達(経)第2号)第10条に規定する契約競争参加資格者名簿に記載された者(以下「登録業者」という。)が会社更生法(昭和27年法律第172号)の適用を申請した場合の調達部対応方針を下記によることとします。

### 記

#### 1. 登録の抹消について

##### (1) 登録抹消の根拠

- 1) 「国際協力事業団契約事務取扱細則」(昭和51年国協達第7号。以下「細則」という。)第4条第4項では、「契約担当役は、経営状態が著しく不健全であると認められる者を登録してはならない。」と規定している。
- 2) 「契約競争参加者等資格審査要領について」(昭和55年通達(経)第2号)別紙契約競争参加者資格審査事務取扱要領(以下「要領」という。)第10条第2項では、「契約担当役は、資格者名簿に記載された者が、細則第4条の規定に該当すると認められた場合及び契約担当役が時に必要と認めた場合は、審査委員会の議を経て、資格者名簿から抹消し、通知書により当該業者に通知するものとする。」と規定しており、経営状態が著しく不健全であると認められる登録業者を資格者名簿から抹消することとされている。

したがって、その根拠は細則第4条第4項及び要領第10条第2項である。

##### (2) 登録抹消の可否

- 1) 弁護士見解によれば、「会社更生法の適用を申請した会社は一般には「経営状態が著しく不健全である」と考えられており、銀行取引約定書等の継続的取引関係期限の利益を喪失する場合が多い。したがって、右条項を根拠として登録を抹消することは可能であると解される。」との回答を得ている。
- 2) 会社更生法第1条では、「この法律は、窮境にあるが再建の見込みのある株式会社(以下「会社」という。)について、債権者、株主その他の利害関係人の利害を調整しつつ、その事業の維持更生を図ることを目的とする。」とその目的が規定されている。登録業者が同法の適用を申請したことは、窮境にあるが再建を意図しており、その登録を抹消することは再建の機会を奪うことにつながりかねないと考えられる。
- 3) 財務状況が悪化したとはいえ、裁判所が再建の見込みありとして、同法適用を認める可能性もある。

仮に登録を抹消した場合においても、更生手続きが開始され、再度の登録申請により、資格要件が満たされていれば、再登録を認めることになる。

登録の抹消には確実な根拠が必要であると考えられるが、会社更生法の適用を申請した段階では確定しているとは言い難いので、裁判所が判断を下し、破産手続きに移行するまでの間は、抹消すべきではないと考えられる。

#### 2. 入札参加資格の制限について

##### (1) 登録と入札参加資格との関係について

- 1) 要領第2条では、「契約競争に参加することができる者は、第10条に規定する契約競争参加資格者名簿に記載された者であって、…」と規定しており、登録は入札参加資格の必要条件とされている。

##### (2) 入札参加資格の制限の根拠について

- 1) 入札の方法により一般競争に付する場合、細則第7条各号列記以外の部分では「前条の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。」、同条第2号では「競争に参加する者に必要な資格に関する事項」と規定している。

したがって、登録することにより自動的に入札参加資格を得るわけではなく、別途の資格要件を付することができ、その根拠は細則第7条第2号である。



(3)入札参加資格の制限の理由について

1)会社更生法の適用を申請したことは、当該登録業者が窮境にあることは間違いない。再建の見込みの有無については、事業団が判断できるものではなく、裁判所が判断するまでの間は不明である。

また、債務者の利益のために定められたものと推定される期限についても、期限の利益を失うことにより、業務の遂行に支障をきたす場合もあり得ると考えられる。

したがって、会社更生法の適用を申請してから更生手続き開始決定までの間は極めて不安定な状況にあり、登録の抹消は行わないものの、その使用を差し控えたり、状況を見守る必要があると考えられる。

以上から、入札参加資格として、「会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと」という条件を附することがより適切と考えられる。なお、この取扱いは建設省直轄工事と同様の取扱いである。

3. 指名の制限について

(1)入札参加資格の制限の根拠について

1)指名競争に付する場合、細則第8条各号列記以外の部分では「契約担当役は、指名競争に付する場合において競争に参加させる者を指名しようとするときは、第3条の定めるところにより登録された者のうちから次の各号に掲げる基準を勘案して指名するものとする。…」、同条第1号では「経営状態及び信用状態の良否」と規定している。したがって、上記2.と同様の理由により、事業団が指名を行う場合においても細則第8条第1号の勘案に際し、可能な範囲において「会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者」か否かも考慮する必要があると考えられる。

4. 会社更生法の適用までの現に契約中の案件について

1)弁護士見解によれば、「会社更生法上保全手続(第39条)がとられない限り、事業団は債権者として当該会社に対しその有する債権を実行することは可能である。もともと裁判手続によることは実際上困難であろう。」との回答を得ている。

事業団としては、状況を見守りつつ、必要に応じ契約の履行を求め、更生手続きの開始を待たざるを得ないと考えられる。

5. 更生手続きが開始された場合について

1)弁護士見解によれば、「履行が行われていない場合には契約解除か履行かを更生管財人が決定することになる。」との回答を得ている。

2)現に契約中の案件については、会社更生法第103条<sup>脚</sup>に基づき、更生管財人に「契約解除」か「履行」かの確認を、必要に応じ求めることになると考えられる。

3)また、更生手続き開始後の財務状況が不明であることから、新たな契約案件の入札参加資格については、登録資格の再審査を行った後、その結果に基づく必要があると考えられる。

6. 破産手続に移行した場合について

1)破産者の場合、細則第4条第1項では、「契約担当役は、禁治産者及び準禁治産者並びに破産者で復権を得ない者を登録することができない。」と規定している。

登録の抹消には確実な根拠が必要であると考えられるが、会社更生法の適用の申請が却下され、破産手続に移行したということは、裁判所が再建の見込みがないと判断したということであるので、登録を抹消すべきと判断され、その根拠は細則第4条第1項及び要領第10条第2項である。

<sup>脚</sup> [反務契約] 第1項 反務契約について会社及びその相手方が更生手続き開始当時まだともにその履行を完了しないときは、管財人は、契約を解除し、又は会社の債務を履行して相手方の債務の履行を請求することができる。

第2項 前項の場合においては、相手方は、管財人に対し契約を解除するか又は債務の履行を請求するかを確答すべき旨を催告することができる。管財人がその催告をうけた後三十日以内に確答をしないときは、管財人は、前項の規定による解除権を放棄したものとみなす。

7. 対応(案)について

- 1) 会社更生法の適用を申請した段階では、登録を抹消しない。
- 2) 入札参加資格として、「会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと」という条件を附する。
- 3) 指名を行う場合は、細則第8条第1号の勘案に際し、可能な範囲において「会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者」か否かも考慮する。
- 4) 会社更生法の適用までの現に契約中の案件は、状況を見守りつつ、必要に応じ契約の履行を求める。
- 5) 更生手続が開始された場合、現に契約中の案件は、必要に応じ更生管財人に「契約解除」か「履行」かの確認を求める。
- 6) 更生手続が開始された場合、新たな契約案件の入札参加資格については、登録資格の再審査結果に基づくものとする。
- 7) 破産手続に移行した場合は、登録を抹消する。

以 上

## 倒産法について

- (1)倒産法という名称の単行法はなく、債務者が倒産した場合の、総債権者による集団的な債権回収手続のための法律の集まりをいう。
- 1)破産法による破産手続
  - 2)和議法による和議手続
  - 3)商法による整理手続
  - 4)商法による特別清算手続
  - 5)会社更生法による会社更生手続
- (2)倒産法の目的は、次の2つの型に分かれている。
- 1)清算型：倒産した債務者の残余財産を総債権者に公平、かつ、平等に分配することを専ら目的とするもの
  - 2)更生型：立直りの可能性のある債務者を更生させることを目的とするもの
- (3)破産法による破産手続きは、商人・非商人、自然人・法人とを問わず、広く利用でき、裁判所の監督の下に、厳格な手続きで破産者の総財産による総債権者への弁済が行われる。破産者が会社であるば、破産手続きの終了により会社は消滅する。ただし、破産手続きに入った後でも、債務者がこれを回避することができるよう、「強制和議」という制度がある。これは、債務者が債務の弁済（一部の切捨てを含む。）計画を作って、債権者の多数決による承認を得るもので、単に弁済計画だけのものもあるが、事業の再建・更生を内容とするものにも利用されている。
- (4)和議法による和議手続きは、破産手続きが始まる前に、いわば債務者が先手を打って、裁判所に和議を申立てる制度である。これも、債務者が債務の弁済（一部の切捨てを含む。）計画を作って、債権者の多数決による承認を得るもので、単に弁済計画だけのものもあるが、事業の再建・更生を内容とするものにも利用されている。
- (5)商法による整理手続きは、株式会社にのみ適用され、私的整理の長所をできるだけ生かして、要所、要所に裁判所が介入する手続きである。整理計画の内容としては、会社の状況により清算型・更生型のいずれも採用でき、裁判所の監督の下に倒産会社と債権者集団との間に整理契約を成立させようというものである。
- (6)商法による特別清算は、破産状態にある株式会社の清算を、破産手続きによらせることなく、裁判所の監督の下に行わせることを目的とする。更生を図ることを目的とするものではなく、倒産会社と債権者集団の間に「協定」を成立させるという手法を採用している。
- (7)会社更生法による会社更生手続きは、主として大規模な株式会社であって、現在は窮境にあるが取引先や債権者等の協力を得られれば、企業としての立直りの可能性のあるものに適用される。担保権の実行は許されず、税金債権にも協力させるなど、他の諸制度と異なるいくつかの特色を持っているが、従来の経営者は退陣させられ、株主もその権利を消滅させられてしまうなど、同じ再建型でも企業そのものの全面的な生まれ変わりが行われる。

## 会社更生法に基づく更生手続について

- (1)更生手続とは、窮境にはあるが再建の見込みのある株式会社について、債権者、株主その他の利害関係人の利害を調整しつつ、会社の事業の維持更生を図ることを目的としてされる裁判上の手続をいう。会社を解散させないでその更生を図ろうとする点で、会社を解散させ、債権者を満足させつつ、取引の安全を維持することを目的とする破産手続と異なり、また、その手続が強制和議の性質を備えてはいるが、それが画一的でなく、包括的でない点で、破産の予防を目的とする和議手続とも異なっている。
- (2)更生手続は、会社又は一定の条件に置かれた会社の株主によってされる更生手続開始の申立てをもって開始される。裁判所は、会社に更生の見込みがあると認め、かつ、申立てが破産回避等の目的ではなく会社の更生を図るためされたものであると考えたときは、更生手続開始の決定をする。
- (3)開始の決定は、会社に対する強制執行、仮処分等の強制処分を失効させ又は中止させる。また、資本減少をすること等会社が一定の財産上の処分をすることも制限する。この意味で、開始の決定は、保全処分の機能をも有している。このようにして、会社は、更生のための整理段階に入る。
- (4)他方、この決定があると会社に対する財産上の請求権、つまり更生債権、会社以外の者に対する財産上の請求権で、会社財産の上に存する担保物件等、つまり更生担保権や株式等が、裁判所に届け出られる。
- (5)一方、会社の業務及び財産を管理するため選出された管財人から、更生計画案が裁判所に提出される。更生計画案には、更生債権等の整理の内容であるところの更生債権者その他の権利者等の権利の変更が含まれなければならないのは当然であるが、その他財産の譲渡、役員の変更、資本の減少、新株の発行、合併等の建設的方策も含まれるのが通例である。
- (6)管財人、会社、権利者、株主及び会社のため債務の負担をする者等から成る関係人集会が更生計画案を可決した場合、裁判所は、計画が適法、公正であり、かつ、遂行可能であること等法律の定める要件を充たしていると認めるときは、更生計画認可の決定をする。以上の計画が実行されることによって、会社は更生し、手続は終了する。
- (7)一度開始された更生手続も、一定期間内に更生計画案が提出されないとき、一定期間内に関係人集会による同計画の可決がないとき、会社が手続中に立ち直って、手続の廃止を申し立てたとき、又は更生計画認可後、その遂行が不可能になったときには、更生手続は、その終了をまたず、裁判所の決定により廃止される。(以上「法令用語小辞典」p.184による。)

会社更生法適用会社の契約への参加について

1 登録の抹消

事業団契約事務取扱細則第4条4の規定により、契約担当役は「経営状況が著しく不健全であると認められる者」を登録することができない。「契約競争参加者等資格審査要領について」第10条2は右に対応して細則第4条の規定に該当する場合について登録の抹消を定めている。

ところで会社更生法の適用を申請した会社は一般には「経営状態が著しく不健全である」と考えられており、銀行取引約定書等の継続的取引関係上期限の利益を喪失する機会が多い（別添銀行取引約定書例参照【別添略。脚注参照<sup>102</sup>】）。したがって、右条項を根拠として登録を抹消することは可能であり、また抹消する必要があると解される。

2 入札参加資格の制限

上記のとおり会社更生法の適用を申請した会社については登録の抹消が行われるべきであり、改めて入札参加資格に記載する必要はないと言ってよいであろう。

3 会社更生法の適用までの契約の履行

会社更生法上保全手続（第39条）がとられない限り、事業団は債権者として当該会社に対しその有する債権を実行することは可能である。もっとも裁判手続によることは実際上困難であろう。

4 手続開始後の契約の履行

履行が行われていない場合には契約解除か履行かを更生管財人が決定することになる。

<sup>102</sup> 第5条（期限の利益の喪失）

- ① 私について次の各号の事由が一でも生じた場合には、貴行から通知催告等がなくても貴行に対するいっさいの債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。
1. 支払いの停止または破産、和議開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
  2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
  3. 私または保証人の預金その他の貴行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
  4. 住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって、貴行に私の所在が不明となったとき。
- ② 次の各場合には、貴行の請求によって貴行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。
1. 私が債務の一部でも履行を遅滞したとき。
  2. 担保の目的物について差押、または競売手続の開始があったとき。
  3. 私が貴行との取引約定に違反したとき。
  4. 保証人が前項または本項の各号の一にでも該当したとき。
  5. 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

平成9年7月14日  
建設省

各位

建設省直轄工事における会社更生法の適用を申請した会社の  
取扱いについて

平成9年7月4日に、東海興業（株）（本店：東京都千代田区神田小川町3-10）が会社更生法の適用開始手続の申立を行ったところであるが、建設省直轄工事における会社更生法の適用を申請した会社の取扱いは、別紙のとおりとすることとしたので、お知らせします。

（別紙）

平成9年7月11日  
地方厚生課

会社更生法の適用を申請した会社の取扱いについて

1. 会社更生法（以下「更生法」という。）による更生手続は、
  - (1) 会社等が裁判所に対し、更生手続開始の申立をする（更生法第30条）。
  - (2) 裁判所が更生手続開始の決定又は申立の棄却を行う（更生法第38条等）。
  - (3) 更生手続開始の決定があったときは、
    - ① 更生手続開始の決定の時から更生手続の効力を生ずる（更生法第2条）。
    - ② 更生手続開始後は、契約の解除か続行かは管財人の判断に任せられることとなる（更生法第103条）。
    - ③ 発注者は、更生手続が開始された以降は催告権をもつものであり、管財人に契約を解除するか否かを確答すべきことを求めることができ、催告を受けた後30日以内に管財人が返答をしないときは管財人に契約解除権を放棄したものとみなされる（更生法第103条第2項）。
2. 平成9年7月4日、東海興業（株）は、更生開始手続の申立を行ったところである。発注者としては、更生開始手続の申立を行った会社について、
  - (1) 現在、発注している工事に関し、
    - ① 継続して施工させるか否か
    - ② 工事完成保証人に対する履行請求を行うか否か
    - ③ 履行保証の請求を求め、再発注を行うか否か
  - (2) 新たな工事発注について指名を行うか否か
  - (3) 一般競争入札に参加させるか否か
  - (4) 一般（指名）競争参加資格を取消するか否か
  - (5) 更生開始手続の申立を行った会社が工事完成保証人となっている場合、請負業者に対して代替りの工事完成保証人を選定するように求めるべきか否かが問題となる。

### 3. 継続工事の施工について

#### (1) 施工が継続中の工事

会社更生法の適用申請後においても、施工が継続中の工事については、申請会社に工事継続の実態があると考えられることから、現場のチェックを十分行うこととした上で引き続き、申請会社に工事を継続させ、工期限内に完成させる方向での対応とする。

具体的には、

##### ① 工事完成間近の工事

工事完成が間近であり、かつ、施工が継続している工事については、申請会社が工期限内に完成させることが可能と考えられるため、原則として、そのまま申請会社に工事を継続させることとする。

##### ② 工期途中の工事 (①以外)

①以外で工期途中の工事については、申請会社から早急に今後の下請、資機材の手当てを前提とした施工計画書を提出させて工事を継続させることとし、提出された施工計画書に従い施工が進んでいるか否かを発注者がチェックを確実に行うものとした上で、そのまま申請会社に工事を継続させることとする。

#### (2) 施工がストップしている工事

会社更生法の適用申請後、資機材が搬出されるなどして現場での施工がストップしている工事については、たとえ申請会社が工事継続の意思が強くても、その実現については十分な裏付けが必要と思われる。

##### ① 工事完成間近の工事

工事再開日、工事完成予定日、資機材の調達等の確実な施工を裏付ける書面を申請会社に提出させるとともに事情聴取を行う。(注)

イ、書面及び事情聴取の結果、工期限内又は工期経過後通常妥当と思われる期間内に工事を完成させることが可能と判断される場合には、申請会社に工事を継続させることとし、提出された工事再開日に工事が再開されたか否か及びその後の現場の状況を発注者側でチェックすることとする。(この場合、会計検査で問題がないか否かの検討を行うものとする。)

ただし、この工事再開日において実際に工事再開に着手しない場合には、再度再開日を提出させた上で、改めて工事完成が可能か否かを判断する。

また、その後の現場の状況で工事の施工に不安が見受けられる場合にも改めて同様の判断を行う。

ロ、書面及び事情聴取の結果、そもそも工期限内又は工期経過後通常妥当と思われる期間内の完成が不可能と判断される場合には、申請会社に通告した上で、履行請求又は履行保証の請求を行う。

##### ② 工期途中の工事 (①及び③以外)

工事再開日、工事完成予定日、資機材の調達等の確実な施工を裏付ける書面に加えて残工期が長い場合には、判断材料として、更に施工計画書を申請会社に提出させるとともに事情聴取を行う。

これらの書面及び事情聴取の結果、工期限内又は工期経過後通常妥当と思われる期間内に工事を完成させることが可能か否かを判断し、①イ又はロと同様に対応する(イの場合は、更に提出された施工計画書に従い施工が進んでいるか否かのチェック及び申請会社の資金面のチェックを確実に発注者が行う。)

##### ③ 未着工に近い状態の工事

工事再開日、工事完成予定日、資機材の調達等の確実な施工を裏付ける書面に加え、更に施工計画書を申請会社に提出させるとともに事情聴取を行う。

これらの書面及び事情聴取の結果、工期限内に工事を完成させることが可能か否かを判断し、①イ又はロと同様に対応する(イの場合は、更に提出された施工計画書に従い施工が進んでいるか否かのチェック及び申請会社の資金面のチェックを確実に発注者が行う。)

#### 4. 工事完成保証人に対する履行請求について

工事完成保証人に対する履行請求は、(旧)契約書第38条第1項各号に該当する場合に工事完成保証人に履行請求を行うこととしている。(旧)契約書第38条第1項第1号には「工期内又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるとき」が挙げられている。

会社が更生手続開始の申立を行った場合には、例えば、支払に不安を感じる下請業者や資機材業者等は現金決済を求めようになり、会社がそのような要求に対応できないため、資材の納入等が停止する可能性が大きいことから、発注者としては、上記の「工期内又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるとき」に該当する場合には、工事完成保証人に履行請求を行うことも含めて検討すべきである。

ただし、仮に更生手続の開始決定まで判断を先送りした場合、更生手続開始決定後には、上記1(3)のように発注者は極めて不安定な状態に置かれることとなることから、早期に履行請求を行うか否かを決定することが適当である。

#### 5. 履行保証請求について

(1) 金銭的保証措置を求める場合は、契約書第46条に基づき、請負契約を解除し、保証人に違約金等の支払を請求することとなる。

(2) 役務的保証措置(付保割合の高い履行ボンド)を求める場合には、契約書の当該規定に基づき、請負契約を解除することなく保証人に工事の完成を請求するか又は履行保証証券記載の保証金額を支払いを求めることとなる。

なお、役務的保証措置を求めている場合に、請負契約を解除すると、保証債務は違約金等の支払債務に転換することとなり、保証人は、違約金等を支払うこととなる。

#### 6. 指名について

指名については、選定要領第16第6号口に、指名基準として「審査基準日以降における経営状況」が掲げられており、また、指名基準の運用基準においても「手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である場合は指名しないこと」とあるが、更生法による更生手続開始決定までの間は、極めて不安定な状況にあることから、これらに準じて、更生手続開始の申立を行った会社については、新たな指名は行わないこととしている。

なお、現に指名通知した場合にあっては、速やかに指名取消通知書を送付するものとする。

また、更生手続開始後に再認定を受けた場合(8(2)参照)には、再認定結果に応じて指名対象となりうる。

#### 7. 一般競争入札への参加について

一般競争入札対象工事については、競争参加資格として、「会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと」を求めており、原則として、競争参加資格は認められない。ただし、更生手続開始の申立てをした者であっても、「手続開始の決定後、各地方建設局長が別に定める手続に基づく一般競争入札参加資格の再認定を受けている者」(8(2)参照)には、再認定の結果に応じて、競争参加資格を認めるものである。



## 8. 一般（指名）競争参加資格について

- (1) 一般（指名）競争参加資格については、選定要領第2第1号に欠格要件が定められており、同号ハには「経営状態が著しく不健全であると認められる者」が掲げられている。資格審査の段階で排除しようとする者は、2度の不渡り手形を出したものの、なお、法的には破産手続が確定していない会社等を指しており、従って、更生手続開始の申立があった時点で一般（指名）競争参加資格を取消すことは適当ではなく、申立が棄却され破産手続に移行した場合に行うべきである。
- (2) なお、更生手続開始の決定後において、決定日以後の時点を基準とする一般（指名）競争参加資格の再認定の申請をし、地建が再認定をした場合には、この再認定された資格に基づき一般競争及び指名競争への参加が可能となるものである。

## 9. 工事完成保証人の交代について

更生手続開始の申立を行った会社が工事完成保証人となっている工事については、速やかに請負者に対し、更生手続開始の申立を行った会社による工事完成保証に代わる同等以上の保証（金銭保証等の工事完成保証人以外の履行保証）を求めるとともに通知することとする。

### （注）有償による工期延長

3の対応方針に従い申請会社に工事を継続させた場合において、当初の契約工期が終了しても工事が完成しない場合には、申請会社と有償による工期延長を行う必要がある。



## 第5章 契約

5-1	「機材の購送請求書及び仕様書の作成について」(昭和52年通達(経)第57号)	59
5-2	「機材購送業務における随意契約基準の解釈について」(昭和52年通達(経)第43号)	66
5-3	「機材購入に係る予定価格の設定について」(昭和52年通達(経)第58号)	67
5-4	「製作請負契約の導入に係る実施要領について」(昭和63年通達(調)第3号)	68
5-5	「消費税率の変更に伴う契約事務等の取扱いについて」(平成9年通達(経)第5号)	69
5-6	「技術協力分野の機材調達に係る一般競争入札方式の試行的実施のためのガイドラインについて(通知)」(平成6年11月11日付け調達部長通知)	70
5-7	「技術協力分野の機材調達に係る一般競争入札方式の試行的実施のための決裁手順」(平成6年11月10日付け決裁調第11-8号)	97
5-8	「技術協力分野の機材調達に係る指名競争入札(新方式)の試行的導入のためのガイドラインについて(通知)」(平成7年4月3日付け調達部長通知)	101
5-9	「「技術協力分野の機材調達に係る指名競争入札(新方式)の試行的導入のためのガイドライン」の改訂について(通知)」(平成8年5月2日付け調達部長通知)	117
5-10	「技術協力における機材調達に係る指名競争入札方式の試行的実施のための決裁手順」(平成7年3月31日付け決裁調第3-361号)	131
5-11	「事業部における価格調査について」(平成7年4月3日付け調達部長通知)	136
5-12	「業務実施契約に係る調査用資機材のコンサルタント等による購送について」(平成3年通達(調)第63号)	137
5-13	「売買契約書(案)の一部改正について」(平成8年7月24日付け決裁調第7-137号)	138
5-14	「消費税率改正及び地方消費税創設に伴う売買契約書(案)様式の一部改正について」(平成9年3月5日付け決裁調第2-222号)	141
5-15	「危険負担に伴う売買契約書(案)様式の一部改正について」(平成9年6月30日付け決裁調第6-156号)	142
5-16	「プロジェクト方式技術協力事業に係る供与機材等仕様書作成について(通知)」(平成9年9月12日付け調達部長通知)	144



## 5-1 「機材の購送請求書及び仕様書の作成について」

（昭和52年11月11日通達（経）第57号）  
（経理部長から関係部・室・事務局長、関係機  
関の長あて

最終改正 平成8年5月10日

専門家及び協力隊員の携行機材並びに開発途上国に対する供与機材（以下「機材」という。）の購送請求書及び仕様書は、別に定めるもののほか、下記により作成願いたい。

### 記

#### （購送請求書）

第1 機材の購送を決定した事業部長は、機材購送請求書（様式第1号）をもって契約担当役（分任契約担当役を含む。以下同じ。）に対し取得のための措置を請求するものとする。

#### （仕様書の添付）

第2 機材購送請求書には、機材の取得に必要な条件を記載した仕様書（様式第2号）を添付するものとする。

#### （仕様書の作成）

第3 仕様書は、事業部長の責任において作成する。なお、仕様書の記載は、別添「仕様書の記載要領」を参考とされたい。

#### （銘柄指定を行わない場合の仕様書の作成）

第4 事業部長は、既製品の購送を請求する場合にあっては、機材品名、型式、製造会社等を仕様書に明示し、原則として同等品とみなされる複数社の製品を記載するものとする。なお、付属品等については、その内容を適正に記載しなければならない。

2 事業部長は、注文品（既成品の組合せを含む。以下同じ。）を購送請求する場合にあっては、前項に定めるほか、各構成品等の整合性を検討し、機材の性能、強度、設置場所等を記載するものとする。

#### （銘柄指定の要件）

第5 事業部長は、次の各号に掲げる場合に限り、銘柄指定を行うことができる。

- (1) 特許、工業所有権等を所有する製造業者から当該特許、工業所有権等に係る機材を購入する場合
- (2) 付属品、スペアパーツ、連動機材等、既に送付した機材との整合性を重視すべき場合
- (3) アフターサービス等の点において著しく有利な条件がある場合
- (4) 機材受入れ先における当該機材の主たる使用者が、当該機材の取扱いに習熟しており、他機種への転換を行った場合、著しく困難が予想される場合

#### （銘柄指定を行おうとする場合の仕様書の作成）

第6 事業部長は、銘柄指定を行おうとする場合にあっては、機材品名、型式、製造会社名等を仕様書に記載するとともに、銘柄指定を行おうとする理由を明らかにした書類（様式第3号）を機材購送請求書に添付するものとする。

附 則（平成8年5月10日通達（総）第50号）抄  
この通達は、平成8年5月10日から施行する。

## 別添

### 仕様書の記載要領

- (1) 番号欄  
番号は、連番とし、各製品（セット）単位で項目を設ける。この番号が注文（発注）番号やインボイスの品目番号として使用されるのが通例であるので注意を要する。
- (2) 機材名欄  
一般機材名を記入し、特定メーカーの商品名は避ける。また、機材名記入順序は、機材名を単に羅列しないで、同系・同種の機材ごとに分類して記入する。  
(分類については各担当部課で取り決めたものによる)
- (3) 仕様欄
  - イ) 本体及び標準付属品（工具、部品など）以外に、特別付属品を購入する時は、その品名（一般名）を、記入すること。
  - ロ) 既供与機材のスペアパーツについては、別項を設けて記入する。特にスペアパーツナンバーを記入のこと。
  - ハ) 下記の物品については、「物価資料」、「積算資料」、「MIC」及びメーカー・カタログなどを用いてモデル名を記入すること。
    - ガラス器具類
    - 事務用品類
    - 刃物類
    - 工具類
- (4) カタログの取寄せ  
仕様を詳細に記入する代わりにカタログにより仕様をチェックするため、カタログを原則として各1部取り寄せ、購送請求書に添付の上契約担当課に提出する。  
カタログを取り寄せる場合、カタログ記載内容を確認し、訂正部分がある場合はメーカー担当者に責任をもって訂正させた上取り寄せること。
- (5) 見積書価格欄  
見積書は、契約担当課で徴取するので、記入不要
- (6) 備考欄  
銘柄指定機材以外で、該当機材が1機種のみである場合は、そのメーカーの連絡先・製造事情などを詳細に備考欄に記入すると共に、そのメーカー以外に調査したメーカーがあれば同様に記入すること。

様式第1号

機材購送請求書

平成 年 月 日

契約担当役 殿

部 課

部長			主管課長	係	担当者

下記につき機材の購入・輸送を請求します。

記

件名	(プロジェクト番号、実施計画番号)				
品目・仕様	別添仕様書のとおり				
希望送付時期	年 月				
予算	年度区分	当年度・繰越			
	予算額	実施計画額	千円	(うち現地調達予定額	千円)
		本件予算額	千円	(購入費	千円)
		残額	千円	(請求予定額	千円)
支出科目					
協定/RD期間、 専門家任期	年 月 日 ~ 年 月 日				
輸送方法、荷受先 仕向地港、CASE/ No等	別添仕様書のとおり				
備考					

注：要請書（A4フォーム等）未着の場合は、備考欄にその旨記入のこと。

様式第2号

事業による 国 向け 機材仕様書

下記条件により、購入する品目、仕様、数量等は別紙のとおりである。

- 1 納入条件：(1) 価格①Ex-godown価格の総額 ②F.O.B. ③C.I.F.  
 (2) 納入場所①本邦港事業団指定倉庫 ②  
 (3) 納入期限 年 月 日 ①一括納入 ②分割納入

(調達部が記入する)

(4) 梱包 別紙の「梱包条件」による。  
 (5) シッピングマーク

(ケース・マーク) 黒字 (サイド・マーク) 赤字  
 (あて先)  
 TECHNICAL COOPERATION  
 BY THE GOVERNMENT OF JAPAN  
 COOPERATION TECNICA POR EL  
 GOBIERNO DEL JAPON  
 COOPERATION TECHNIQUE PRA LE  
 GOUVERNEMENT DU JAPON  
 ⑤ 日本国政府技術合作



- C/No.  
 ⑥ MADE IN JAPAN  
 ⑦ FABRICADO EN JAPON  
 ⑧ FABRIQUE AU JAPON  
 ⑨ 日本制作的

※英語、西語、仏語、中国語のいずれかが指示すること。

2 電 源：( ) V、( ) Hz、( ) 相、( ) ビン (プラグの型)  
 品目による電源の相違がある場合、上記以外の電源については、仕様書に記載のこと。

3 銘 版：各社独自のものがよいが、必ず英文品名、製造番号、製造年月日、使用電圧等を明記した銘版を取り付けることとする。

4 検 査：(1) 製品検査 事業団検査職員が取扱商社責任者、メーカー、工場担当者立会のもとで、品質、規格、性能及び数量などの検査を、当該製品製造工場において実施することとする。  
 (2) 梱包検査 指定倉庫において、取扱商社等の責任者立会のもとで実施する。

課 TEL  
 (担当) 調達部：契約第 課 TEL

5 提出資料

提出資料名	同梱用	JICA提出用
カタログ (英、和文)	各	各
取扱説明書 (英、和文)	各	各
パーツリスト (英、和文)	各	各
試験成績書 (英、和文)	各	各
図面 (英、和文)	各	各

6 備 考：(据付技師の派遣、熱帯地・寒帯地仕様、特殊梱包、検査方法などについて)

[輸送について]

- 1 輸送方法 海送/空送 (空送の場合は、空送理由書を添付すること。)
- 2 陸揚港及び仕向地 陸揚港： 港、仕向地： \_\_\_\_\_
- 3 陸揚港から仕向地までの輸送手段 自動車/列車/航空機/船舶/自走  
輸送日数 約 \_\_\_\_\_ 日間
- 4 付保条件 (付保期間など) \_\_\_\_\_ 日間  
(指定なき場合は、海送90日間、空送30日間とする。)
- 5 Consignee (英文タイプのこと。)



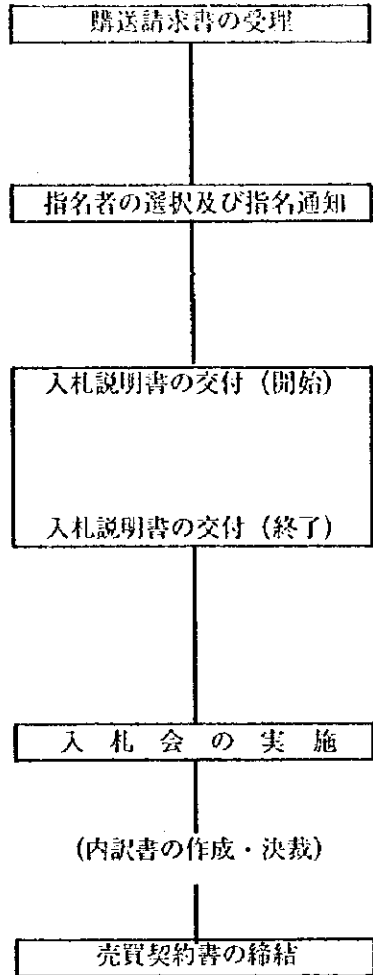
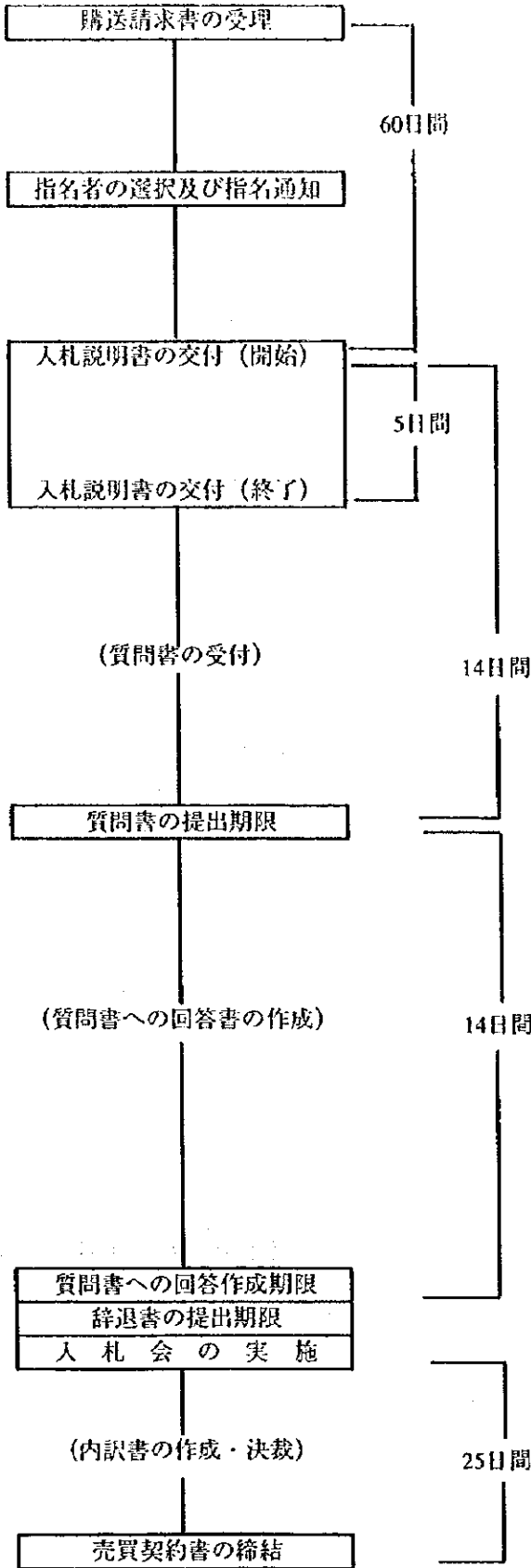




【現行指名競争入札制度】

【改善案のメーカー入札制度】

日数
1
⋮
⋮
⋮
⋮
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
⋮
⋮
⋮
⋮
⋮
115



\* 本改善案では、入札説明書の交付から入札会の実施日までに5日間を設定している。

(契約事務取扱細則第6条及び第9条参)

5-2 「機材購送業務における随意契約基準の解釈について」

(昭和52年8月30日通達(経)第43号)  
経理部長から関係部・室・事務局長、関係  
機関の長あて

標記に関し、下記のとおり定めたので、貴管下職員に周知徹底願いたい。

記

第1 国際協力事業団会計規程(昭和50年規程第11号。以下「規程」という。)第49条第1号及び第8号が適用される事例は、次のとおりとする。

- (1) 契約の目的物が、特定の者でなければ納入することができないものであるとき。
- (2) 契約の目的物が、特殊の物品であるため、若しくは特別の目的があるため買入先が特定され、又は特殊の技術(特許等、工業所有権又はノウハウ等を含む。)を必要とするとき。
- (3) 契約の目的物が、代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであるとき。
- (4) 機材供与等の事業において、現地における機材の主たる使用者が当該機材の扱い方に習熟しており、他の機種に変更することにより、技術指導等に著しく支障をきたすと認められるとき。

(注) ただし、いわゆる”銘柄指定”の要件の一つと合致することとなるが、単一機種を決定しても、指名競争入札が可能な場合にあつては、指名競争を行うものとする。

第2 規程第49条第2号が適用される事例は、次のとおりとする。

緊急の必要性があり、かつ、競争に付すると契約の目的を達することができないとき。  
(説明) 機材供与関係等の契約にあつては相手国政府等の緊急要請の場合等も含めるものとする。なお、この場合には、具体的にその緊急性の度合等を詳細に説明するものとする。

第3 規程第49条第10号の適用される事例は、次のとおりとする。

規程第49条第10号に記載されている事例のほか、いわゆるアフターサービスの点、修理等の難易を判断し、必要な場合には、同号の適用を認めるものとする。

### 5-3 「機材購入に係る予定価格の設定について」

（昭和52年11月11日通達（経）第58号）  
（経理部長から関係部・室・事務局長、関係機  
関の長あて）

専門家及び協力隊員の携行する機材並びに開発途上国に対する供与機材（以下「機材」という。）の購入に係る予定価格は、別に定めるもののほか、下記により設定願いたい。

#### 記

##### （予定価格の作成）

第1 予定価格は、原則として契約担当課の保有する資料（カタログ価格、前例価格、物価版等の価格）により作成するものとする。

保有する資料等によって作成が困難な場合は、当該仕様に係る見積書等を徴し、当該見積書等を斟酌し予定価格を設定することができる。

なお、契約担当役が、国際協力事業団契約事務取扱細則（昭和51年国協達第7号）第3条に定める資格者の登録を行う場合等において、登録の申請書に対し、その者の取扱う物品等に係る価格表の提示を求めることができる。

第2 予定価格の設定にあたっては標準納期等を基準に予定価格を設定するものとする。標準納期等と異なる条件の場合には、これと異なる予定価格を設定することができるものとし、割増率等により増減することを妨げない。

#### 5-4 「製作請負契約の導入に係る実施要領について」

(昭和63年1月7日通達(調)第3号)  
総裁から関係部・室・事務局長あて)

機材調達業務に係る製作請負契約の導入について、昭和63年1月7日から下記要領により実施することとしたので、了知ありたい。

#### 記

##### 第1 趣旨

プロジェクト方式技術協力が高度化するに伴い、機材内容がシステム関係機材、プラント関係機材等、高度化、大型化しつつあり、かつ、納期も長期間を要するものが増えてきている。

このように、受注後製作に取りかかり、かつ、納入までに長期間を要する機材については、メーカーは、その間における経費負担が大きく、これが価格を含む納入条件に影響を与えている。

このような機材については、「製作請負契約」を導入することにより、前払い制度を適用し、メーカーの負担軽減を図り、これにより納入期間の短縮等、迅速化、効率化を図る必要がある。

については、予算決算及び会計令臨時特例(昭和21年勅令第558号)第2条第1項第4号及び国際協力事業団会計規程(昭和50年規程第11号)第43条第1項第1号に基づき、製作請負契約を導入し、実施することとする。

##### 第2 請負契約並びに前金払の対象機材

次に掲げるすべての条件を満たすものとする。

- (1) メーカー(代理店を含む)と契約するものであって、契約後に製造に入るもの
- (2) 納期に3箇月以上を要するもの
- (3) 契約金額が3,000万円以上のもの又は機材単価(システムとして使用するものは1ユニット)が1,000万円以上のもの

##### 第3 前金払の条件

- (1) 契約金額の一部を前払いしようとする際は、前払金の返済を担保するため、次のいずれかによる保証の措置を講じなければならない。
  - イ 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証
  - ロ 銀行又は事業団の指定する金融機関等の保証
- (2) 前払金は、当該契約に係る機材の製作にのみ使用するものとし、それ以外の目的に充当させないものとする。
- (3) 前払金は、契約金額の10分の4相当額を限度とする。

第4 契約書の作成に当たっては、原則として別紙様式を用いるものとする(契約に当たり、契約書の内容について該当しないものは、削除するものとする。)

別紙様式 略

## 5-5 「消費税率の変更に伴う契約事務等の取扱いについて」

平成9年2月24日通達（経）第5号  
（ 経理部長から各部・室・事務局長、附属機関の長、国内支部長あて ）

消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正に伴う消費税率の改正（4%）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴う地方消費税の創設（1%相当）により、平成9年4月1日以降において事業者が行う資産の譲渡等については新税率（5%）が適用されることとなったが、消費税率の変更に伴う契約事務等の取扱いについては、平成9年4月1日から下記によることとする。

なお、「消費税導入に伴う機材等調達に係る契約事務等の取扱いについて」（平成元年通達（経）第8号）は、平成9年4月1日をもって廃止する。

### 記

#### （入札方法）

第1 入札方法については、入札公告又は指名通知書に「落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。」の旨の文言を付すことにより、入札書には各入札書の見積った契約金額の105分の100に相当する金額を記載させることとし、契約金額は入札書に記載される書面上の金額にその5パーセントに相当する金額を上乗せしたものとする。

#### （予定価格）

第2 予定価格の設定については、消費税分を考慮して適正に定めるものとする。

#### （随意契約）

第3 随意契約による場合にも、記第1及び第2に準じた方法によるものとする。

#### （契約金額）

第4 平成9年4月1日以降締結する契約で、消費税及び地方消費税の課税対象となる取引については、消費税の額と地方消費税の額の合計に相当する額（本体価格に100分の5を乗じて得られる額）を契約額に含めて契約するものとする。

#### （端数処理）

第5 消費税額の算出に当たって1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

#### （契約書）

第6 課税取引に係る契約書の作成に当たっては、契約金額のほか、当該契約に係る取引に課される消費税額等を次の記載例に従い付記するものとする。

#### （記載例）

第〇条 契約金額は、金〇〇〇〇〇〇円（うち消費税額等〇〇〇〇円）とする。

2 前項の消費税額等は、消費税法及び地方税法の規定に基づき、契約金額に105分の5を乗じて得た消費税額及び地方消費税額の合計額である。

5-6 「技術協力分野の機材調達に係る一般競争入札方式の試行的実施のためのガイドラインについて（通知）」

（平成6年11月11日付け調共第11-93号  
調達部長から各部・室・事務局長、各機関の長  
あて通知）

去る9月6日、公正取引委員会が、ODAの技術協力分野における機材調達を巡り入札談合を繰り返していた疑いありとして、当事業団の入札指名対象商社等に一斉立入検査を行ったのを契機に、現行の機材調達制度全般にわたる点検、見直し作業が進められる中で、先般、「原則一般競争入札方式の導入」を骨子とした改善策が取りまとめられ、10月11日外務省が対外的に発表を行うに至りました。

これを受け、事業団としては、一般競争入札方式導入に向けたガイドラインの作成、実施手順の具体化等に鋭意取り組んできたところですが、今般、別添のとおり、「技術協力分野の機材調達に係る一般競争入札方式の試行的実施のためのガイドライン」を作成し、これに基づき試行期間中における一般競争入札を実施することとなりましたので了知願います。

以上



## 一般競争入札制度関連（資料）

- 1 一般競争入札方式（導入案）の骨子・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
  - 別紙1 一般競争入札制度の全体フロー・・・・・・・・ P 4
  - 別紙2 所要日数比較表・・・・・・・・ P 5
  
- 2 技術協力分野の機材調達に係る一般競争入札方式・・・・・・・・ P 6
  - の試行的実施のためのガイドライン
    - 上記ガイドライン別添1 入札公告例・・・・・・・・ P 13
    - 上記ガイドライン別添2 標準入札説明書例・・・・・・・・ P 16
    - 別紙 競争参加資格確認申請書・・・・・・・・ P 21
    - 別冊 機材仕様書・・・・・・・・ P 22
    - 別冊 契約書（案） ー略ー
  - 上記ガイドライン別記様式1 競争参加資格確認申請書・・・・・・・・ P 27
  - 上記ガイドライン別記様式2 競争参加資格確認通知書・・・・・・・・ P 28

## 一般競争入札方式（導入案）の骨子

### 1 全体フローの概観（別紙1、2参照）

- 現行制度との標準所要日数の比較（購送請求から契約締結まで）  
現行（99日） → 導入案（134日） 35日間の増
- 所要日数増加のポイント  
案件公告から入札まで47日間を要する。（従来は、指名業者の公示から入札まで14日間。ただし、休日を含まない期間を合算すると47日を超える場合がある。）
- 案件公告から入札までの主たる手順  
入札説明書の交付→質問の受付→回答の閲覧開始→申請書の受付  
→競争資格の確認→不適格者に対する理由の説明→入札

### 2 対象案件

6年度においては、案件公告時点での契約予定金額が1競争入札案件につき、1億円以上のものを対象とする。（7年度は2千5百万円以上）

### 3 入札の公告

- 方法：調達部内の掲示（月2回程度、日時を決めて公告開始）  
（注）適宜バックアップシステムを検討。
  - 内容：以下の事項を簡潔に記載（詳細は入札説明書）
    - 競争入札に付する事項（件名、主要調達機材名、納入条件等）
    - 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
    - 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法
    - 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所
    - 入札手続等（執行日時等）
    - その他
- （注）制度の導入については、不特定多数に広く知らしめる必要があることから、日刊紙により公告を実施。

### 4 競争参加資格

- 以下を標準競争参加資格とする。製作請負型の調達等特に必要と認められる場合は、例外として以下の標準競争参加資格に加えて必要な資格（受注実績等）を設定することができるものとする。
  - －平成\_\_、\_\_年度国際協力事業団契約競争参加資格者（登録者）であること。（登録されているものでも、現に登録不適格の要件に該当するものは、参加資格を有さない。）
  - －登録者のうち、「製造販売」又は「販売」の業種に登録しているものであって、更に個々の入札対象機材の内容に応じた業種細区分に登録している者。  
（例：「販売」の「百貨店」又は「総合商社」、「製造販売」の「光学機器」等）
  - －認定等級格付がAであること。
  - －輸出実績を有すること。

一契約に関し、指名停止措置を受けている期間中でないこと。

- 競争参加資格は契約担当役理事が対象案件毎に決定。標準競争参加資格によらない場合は、機材入札手続運営委員会（コンサルタント選定委員会とほぼ同様の組織）に付議のうえ決定。

## 5 入札説明書

- 方法：案件公告を行った日から交付（原則実費徴収方式。ただし、平成6年度は試行的導入のため無料とする。）。
- 内容：
  - 公告日、契約担当役、担当部課
  - 調達機材等（別冊機材仕様書）
  - 競争参加資格
  - 入札説明書に対する質問
  - 競争参加資格の確認
  - 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
  - 入札執行の日時及び場所
  - 入札方法等
  - 入札保証金及び契約保証金
  - 入札の無効
  - 落札者の決定方法
  - 契約書作成の要否（別冊契約書案）
  - 関連情報を入手するための照会窓口
  - その他

## 6 質問及び回答

- 交付した入札説明書に対する質問を、交付後14日間を期限として、書面により受け付ける。
- 質問の提出期限の翌日から14日以内に質問に対する回答を書面で作成し、調達部内において閲覧を開始する（入札執行の前日まで）。

## 7 申請書、競争参加資格の確認、資格がないと認めた者への説明

- 入札説明書交付日から起算して概ね31日後を期限に、入札参加希望者から「競争参加資格確認申請書」の提出を求める。  
（注）質問に対する提出期間後3日以内の「3日」は休日を含まない。
- JICAは、提出期限の翌日から起算して7日以内に資格の確認通知を行う。
- 資格がないと通知を受けた者は理由の説明を求めることができるものとし、説明要求があった場合、JICAはこれに答える。（この手続のための期間として6日間を確保。）

## 8 入札説明会

- 国の扱いに準じ、原則行わない。

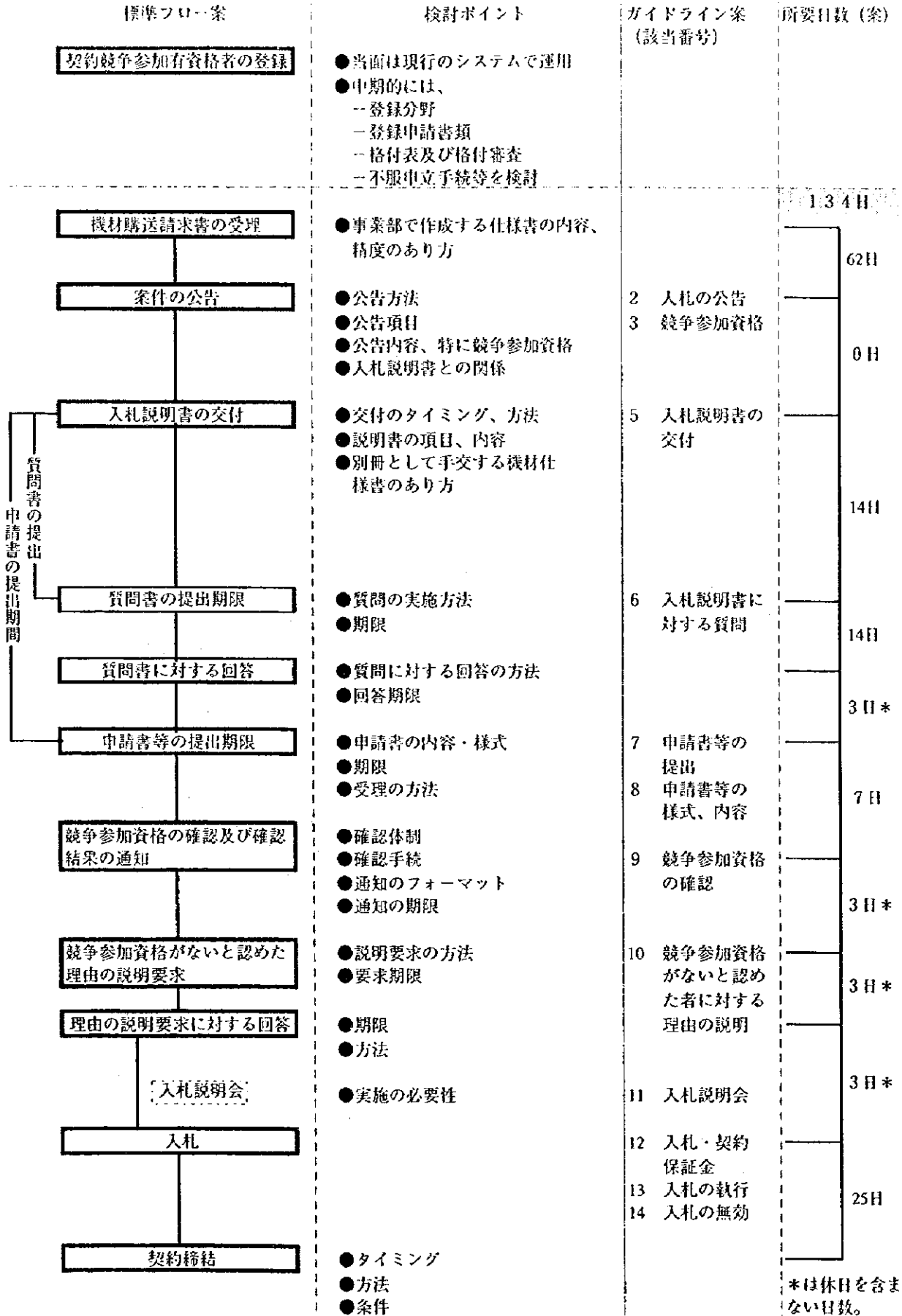
## 9 入札保証金及び契約保証金

- 国の扱いに準じ、免除する。

## 10 入札の執行

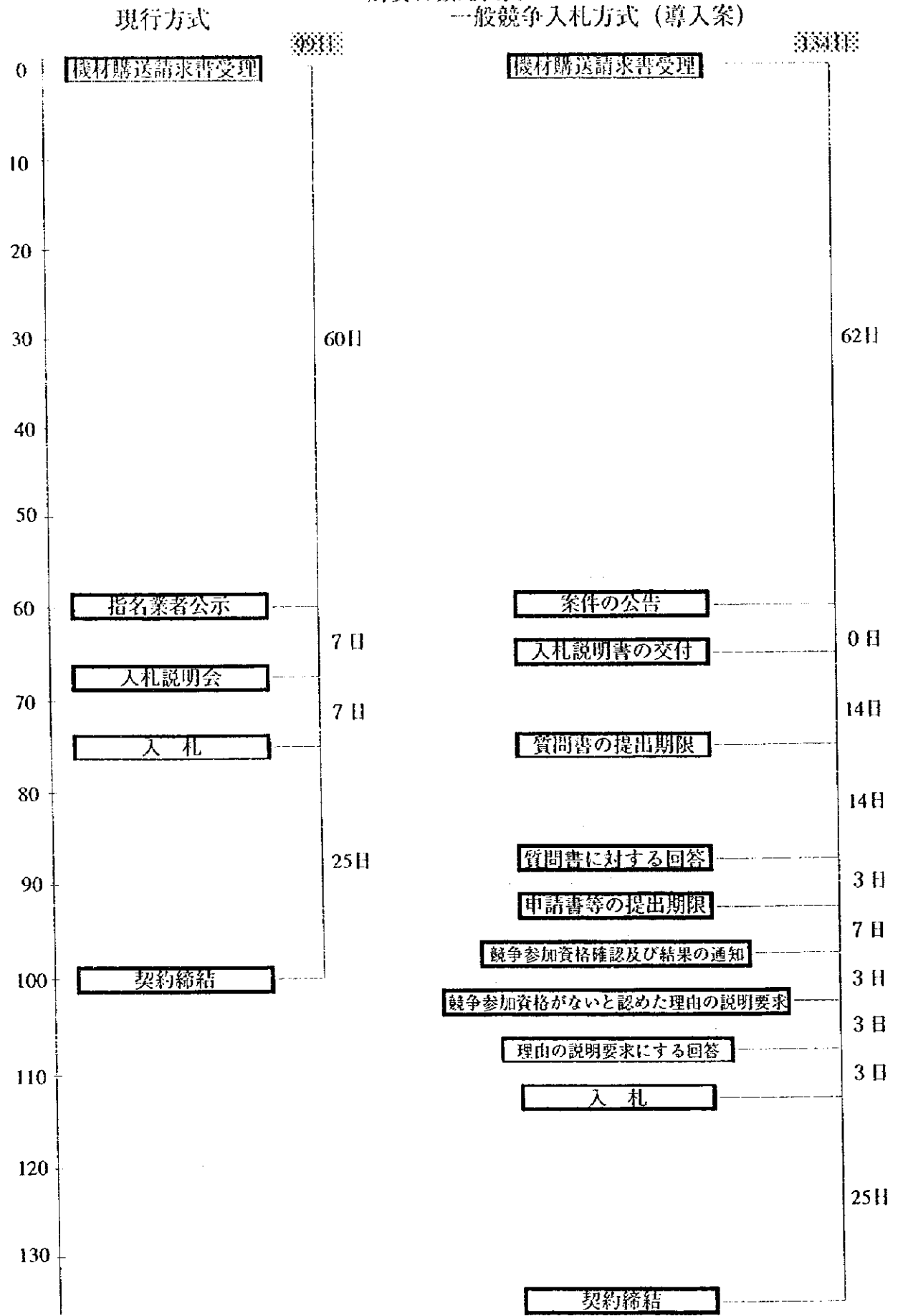
- 案件公告の翌日から起算して概ね47日後に入札を執行する。(休日を含まない期間を合算すると47日を超える場合もあり得る。)
- 入札に当たっての種々の留意事項を入札説明書に規定し、これに反した者のした入札は無効とする。また、入札時点で、競争参加資格のない者のした入札も無効とする。

# 一般競争入札制度の全体フロー



\*は休日を含まない日数。

所要日数比較表  
一般競争入札方式（導入案）



# 技術協力分野の機材調達に係る一般競争入札方式の 試行的実施のためのガイドライン

## 1 対象案件

6年度においては、1件につき予定価格が1億円以上の案件を対象とするものとする。

(補足説明)

- 7年度においては、準備が整い次第、1件につき2千5百万円以上の案件を対象とする。
- 件数は入札件数。予定価格は公告時点での契約予定金額。

## 2 入札の公告

(1) 契約担当役は、1の対象案件を一般競争に付す場合は、国際協力事業団契約事務取扱細則(昭和51年国協達第7号。以下「細則」という。)第6条に基づき、国際協力事業団調達部内での掲示により入札の公告を行う。

(ただし、一般競争入札制度の開始に際しては、制度の変更を不特定多数に周知するとの観点から、一般競争入札制度の実施方法を官報又は適当な日刊業界紙により公告を行うこととする。)

(2) (1)の対象案件に係る公告は、別添1の標準入札公告例によるものとする。

(補足説明)

- 公告とは競争を行う旨を不特定多数の者に知らしめることをいい、法的には「契約の申込みの誘引」に当たるとされている。(実用会計事典)
- よって、公告にあたっては、「申込みの誘引」に必要な事項が簡潔かつ漏れなく記載されていなければならない。こうした観点から見た場合、入札の対象となる機材については、その主要なものだけでも公告の中に明記し、関係者の関心を誘引するに足る内容とする必要がある。その場合、公告において、主要機材の内容をどの程度記載するかにつき更に検討が必要。
- 公告の方法は細則上は特定されておらず、官報、新聞、掲示等の各種方法が考えられるが、実務上の観点からすると、現時点では掲示による公告が最も適切。
- 一般競争契約制度の試行的導入については、それが関係者に及ぼす影響の大きさを考えた場合、多少のコストは要しても、官報又は新聞により、新制度の内容を広く、あまねく不特定多数に知らしめることが不可欠。これに加えて、必要に応じ、登録業者を主たる対象とした説明会を開催することも一案。

## 3 競争参加資格

以下を標準競争参加資格とし、公告及び入札説明書において必要な事項を明らかにすることとする。ただし、契約担当役が特に必要と認める場合は、標準競争参加資格に追加して必要な資格を公告及び入札説明書において明らかにすることができるものとする。

- (1) 細則第3条に基づく有資格者のうち、「製造販売」又は「販売」の登録名簿において、個々の入札対象機材の内容に応じた業種細区分に登録されている者であって、細則第4条第1項、第2項又は第3項に規定する登録不適格の要件のいずれにも該当しないものであること。
- (2) (1)に規定する者のうち、認定等級(格付)がAであって、輸出実績を有するもの。
- (3) 契約に関し指名停止措置を受けている期間中でないこと。

(補足説明)

- 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者で、特定の業種において一定の格付を得て登録されている者であって、輸出貨物取扱実績を有するものは、原則有資格者とする旨規定した。JICAの場合、予決令第70条及び第71条に対応する内容

は、細則第4条の登録不適格として規定されている。このため、登録名簿への記載を要件とするだけでも本来は十分であるが、登録後、新たに不適格の要件に該当した者が、即時に登録抹消される制度となっていない現状を踏まえ、念の為「細則第4条第1項、第2項又は第3項に規定する登録不適格の要件のいずれにも該当しないもの」との要件を加えた。

- 有資格者であっても、現に指名停止措置を受けている者については、国の扱いに準じ不適格者とした。
- 以上を標準競争参加資格とし、調達機材の内容（例えば製作請負型の機材調達）等から見て特に必要と認められる場合は、参加資格を追加することができる余地を残した。

#### 4 競争参加資格の決定

競争に参加する者に必要な資格は、対象案件毎に、機材入札手続運営委員会に付議のうえ、契約担当役理事がこれを決定するものとする。ただし、資格要件が3に規定する標準競争参加資格と同じ場合は、委員会への付議を省略できるものとする。

(補足説明)

- 上記3の標準競争参加資格と異なる資格を決定する場合は、透明性を確保するとの見地から、委員会の付議を経て決定する方法が好ましい。逆に、標準競争資格要件の場合は、事務の効率化の見地から、通常の決裁手続で資格を決定できるように措置した。
- 建設省の場合、競争参加資格の決定は、対象工事毎に、「入札・契約手続運営委員会」が審議する形式となっている。「入札・契約手続運営委員会」は、指名競争入札における指名業者の選定委員会と組織構成上同様のもので、通常、工事事務所長、副所長、経理課長、工事担当課長の4者から構成されている由。
- JICAにおける機材入札手続運営委員会の構成等は、今後更に検討を要するが、イメージとしては、コンサルタント等選定委員会（役務提供契約の場合）にならない、次のような組織を考えることができる。
  - 「1 委員会は、課（室）長代理以上の職にある者又はこれらの者と同等以上の経験、能力を有すると契約担当役が特に認めた職員のうち、調達部長の指名により、調達部に属するもの2人、当該入札案件の実施を担当する部に属するもの2人をもって組織する。
  - 2 委員会に委員長を置き、調達部長、調達部次長又は調達部において特任参事の称号を有する職員をもってこれに充てる。」

#### 5 入札説明書の交付

- (1) 入札説明書は、別添2の標準入札説明書例により作成するものとし、別冊として、機材仕様書、契約書案を含めるものとする。
- (2) 入札説明書は、案件公告後速やかに（公告日と同日を目途とする。）交付を開始することとし、7（2）の申請書の提出期間の最終日までに交付するものとする。
- (3) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法を公告において明らかにするものとする。
- (4) 入札説明書の交付に当たっては、実費を徴取することができるものとし、実費を徴取する場合においては、その旨を公告において明らかにするものとする。

(補足説明)

- 入札説明書の交付は公告後できるだけ速やかに実施することが好ましい。仕様が相当詰まった段階で公告するのであれば、公告後速やかに交付を開始することは可能であろう。
- 入札説明書の交付方法には、調達部が直営で無料交付する方法、登録関係書類の販売を行っているJICEを通じ実費ベースで交付する方法が考えられるが、実務上の観点からは後者が好ましい。建設省の場合も、建設弘済会に委託し実費を徴収のうえ交付している。



## 6 入札説明書に対する質問

- (1) 入札説明書に対する質問書の提出があった場合においては、その質問に対する回答書を閲覧に供するものとする。
- (2) 質問書の提出期限は、原則として入札説明書の交付を開始した日の翌日から起算して、14日後とするものとする。
- (3) 質問書の提出場所は、調達部機材課とするものとする。
- (4) 質問書の提出は、提出場所へ持参し、又は郵送することにより行うものとし、電送によるものは受け付けないものとする。
- (5) 質問書に対する回答書は、原則として、質問書の提出期間の最終日の翌日から起算して14日後までに作成を完了させることとする。ただし、回答書の閲覧は、作成を終えたものから順次開始し、入札執行の日の前日まで行うこととする。
- (6) 質問に対する回答書の閲覧場所は、調達部内とするものとする。

### (補足説明)

- 仕様の内容に対する疑問、質問については、適正な機材を調達する観点からも、可能な限りきめ細かく回答し、それを周知することが重要。
- 建設省の場合、質問書は入札執行の直前まで提出可とされているが、JICAの場合は次の理由から、質問書の提出期限を、7の競争参加資格確認申請書の提出前に設定することとする。
  - ア 入札執行直前に技術的な問い合わせが殺到した場合、JICA側で期限内に適切な回答を行うことが困難となり、入札に悪影響を及ぼす可能性があること。
  - イ 入札に参加を希望する者を前広に把握するためには、競争参加資格確認申請書提出期限前に、技術的な面での疑問点を可能な限りクリアーにしておくことが必要なこと。
- 質問書に対する回答は、建設省の場合は、提出期限の翌日から起算して5日後までに開始する旨規定している。他方、JICAの機材調達の場合は、仕様に関する技術的質問は、必要に応じ現地の専門家等の意見を徴する必要があることから、十分な日数を確保しておく必要があるため、2週間と多めに設定した。

## 7 申請書等の提出

- (1) 契約担当役理事は、一般競争入札に参加する者の意思及び競争参加資格を確認するため、参加希望者から申請書等の提出を求めるものとする。
- (2) (1)の申請書の提出期間は、原則として、入札説明書の交付を開始した日の翌日から、6(5)の回答書作成完了の翌日から起算して3日後(休日を含まない)までとする。
- (3) 申請書等の提出場所は、調達部機材課とするものとする。
- (4) 申請書等の提出は、提出場所へ持参することにより行うものとし、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。
- (5) 期限までに申請書等を提出しない者及び契約担当役理事が競争参加資格がないと認めた者は、当該競争に参加できないものとする。
- (6) (1)から(3)までに掲げる事項は、公告において明らかにするものとする。
- (7) (1)から(5)までに掲げる事項及び次に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。
  - ア 申請書等は、入札説明書において示す様式により作成すること。
  - イ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とすること。
  - ウ 契約担当役理事は、提出された申請書等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しないこと。
  - エ 提出された申請書等は返却しないこと。
  - オ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めないこと。
  - カ 申請書等に関する問い合わせ先
  - キ その他契約担当役理事が必要と認める事項

(補足説明)

- 建設省の場合、申請書の提出期間は原則10日間。
- 他方、JICAの場合は、申請書の提出期間内に質問の受付とその回答を行うこととしたため、閲覧期間も含め入札説明書交付後31日間とした。

## 8 申請書等の様式、内容

申請書は、別記様式1により作成させることとする。

(補足説明)

- 基本的には、標準競争参加資格に定める要件を満たしている旨を誓約させる形の申請書となるが、別に資格要件を定めた場合は、これを確認するために必要な各種資料の提出を求めることとなる。

## 9 競争参加資格の確認

- (1) 調達部長は、契約担当役理事の委任を受け、申請書等の提出者の競争参加資格の有無について確認を行うものとする。
- (2) 調達部長は、資格要件が3に規定する標準競争参加資格と異なる場合は、機材入札手続運営委員会の議を経て行うものとする。
- (3) (1)の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとする。
- (4) 契約担当役理事は、原則として、申請書等の提出期限の日の翌日から起算して7日以内に、競争参加資格確認の結果を申請書等の提出者に対し通知するものとする。
- (5) (4)の通知は、別記様式2により行うものとする。
- (6) (4)の通知に当たっては、競争参加資格がないと認めたものに対しては、その理由を付すとともに、所定の期限内に競争参加資格がないと認めた理由について説明を求められることができる旨を明記するものとする。
- (7) (1)、(3)及び(5)に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。

(補足説明)

- 資格の確認は、申請のあった者が名簿に記載されているか否か等を照合する作業となることから、原則調達部長の決裁手順により確認通知を行うこととする。
- 通知のタイミングは、建設省の場合は申請の提出期限の翌日から10日以内とされているが、JICAの場合は1週間程度でも実施可能と考えられる。
- 標準競争参加資格以外の資格を付したときは、建設省の扱いに準じ、委員会の議を経て決定する。
- 申請の確認を行った結果、有資格者がなく競争入札を実施できないときは、資格要件(格付)を緩和して再度公告するか、又は随意契約の手続に入る。

## 10 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、9(4)の通知の期限の日の翌日から起算して3日以内(休日を含まない)に、契約担当役理事に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求められることができるものとする。
- (2) 競争参加資格がないと認められた者が説明を求める場合においては、書面(様式は自由)を持参することにより行うものとし、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。
- (3) (2)の書面の提出場所、調達部機材課とするものとする。
- (4) 契約担当役理事は、(1)の説明を求められたときは、原則として、(1)の競争参加資格がないと認めた理由について説明を求められることができる最終日の翌日から起算して3日以内(休日を含まない)に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。
- (5) 契約担当役理事は、説明を求めた者に競争参加資格があると認める場合においては、

9 (4) の通知を取り消し、(4) の回答と併せて競争参加資格がある旨を通知するものとする。

(6) 契約担当役理事は、(5) の通知を行う場合においては、機材入札手続運営委員会の議を経るものとする。

(7) (1) から(4) に掲げた事項を入札説明書において明らかにするものとする。

(補足説明)

- 資格要件が複雑でないことから、実際上は理由の説明を求められる可能性は低いですが、行政手続法の趣旨を踏まえ、建設省の例にならい、制度を明確化しておくことが必要と判断。
- 建設省の場合、競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内(休日を含まない。)に、説明を求めた者に対し、書面により回答する旨規定している。

## 1.1 入札説明会

入札説明会は、契約担当役理事が特に必要があると認める場合を除き行わないものとする。

(補足説明)

- 建設省の場合でも、原則現場説明会は行わないとしている。
- 入札説明会は、入札参加予定者が事前に顔を合わせる場を提供することとなることから、談合等の不正を防止する観点からも、可能な限り実施しない方が適切と言えよう。

## 1.2 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は、これを免除するものとし、その旨を公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

(補足説明)

- 建設省の場合も免除することとしている。国の扱いを見つつ、今後の検討課題とする。

## 1.3 入札の執行等

(1) 入札は、原則として、10 (4) の理由の説明要求の回答の最終日の翌日から起算して原則3日後(休日を含まない)に執行する。

(2) 契約担当役理事は、入札の執行に先立ち、参加者に契約競争参加資格があることを確認した旨の通知書(競争参加資格確認通知書)の写を提出させるものとする。

(3) (1) 及び(2) の事項を入札説明書において明らかにするとともに、入札方法、落札の決定方法を公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

(補足説明)

- 建設省の場合、入札は質問書の提出期限の翌日から起算して8日後に執行すると規定しているが、JICAの場合は、質問書の提出を前倒して実施するため、10の理由の説明要求に対する回答期日を基準に入札日を設定した。

## 1.4 入札の無効

公告に示した競争参加資格がない者がした入札、申請書等に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を公告及び入札説明書において明らかにする。

無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す旨及び契約担当役理事により競争参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において、契約に関し指名停止の措置を受けているもの等入札時点において3に規定する競争参加資

格のない者のした入札は無効とする旨を入札説明書において明らかにするものとする。

## 15 その他

- (1) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、「契約に係る指名停止等措置要領について」（平成5年通達（経）第47号）に基づき指名停止を行うことがある旨を入札説明書において明らかにするものとする。
- (2) 上記のほかにも入札参加に当たって心得べき事項を入札説明書において明らかにするものとする。